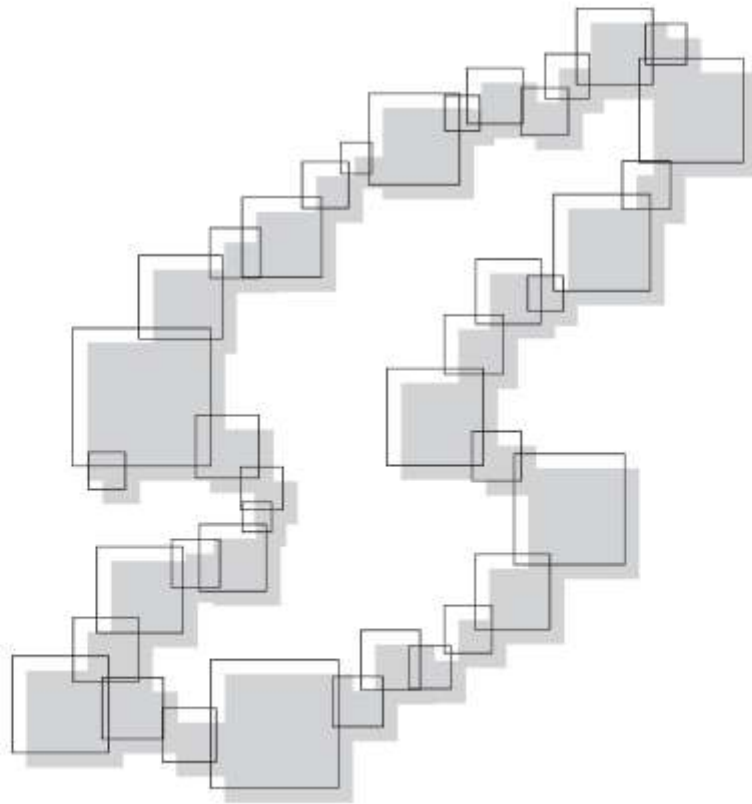


豊かな自然、薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり

新市建設計画



平成31年3月変更



両津市



相川町



佐和田町



金井町



新穂村



煙野町



真野町



小木町



羽茂町



赤泊村

目 次

序 章 計画策定の方針

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の構成	1
3. 計画の期間	1
4. 行財政運営の方針	1

第1章 佐渡のすがた

1. 地 勢	2
2. 歴 史	3
3. 現 況	4

第2章 合併の必要性

1. 地方分権時代への対応	17
2. 市町村を取り巻く社会情勢の変化への対応	18
3. 財政上の課題への対応	24

第3章 佐渡の現状と課題

第4章 新市建設の基本方針

1. 建設の目標	36
2. まちづくりの方向	37
3. 地域別整備の方針	39

第5章 建設計画

①充実した生活基盤

1. 自然と調和のとれた安全と安心感のまちづくり	43
2. 自然と共生するまちづくり	48
3. 安全安心のまちづくり	52
4. 健やかで思いやりあふれるまちづくり	54

②魅力ある就業環境

1. 豊かな暮らし、魅力と活力のあるまちづくり	60
-------------------------	----

③人が輝く交流促進

1. 文化を大切に一人ひとりを育むまちづくり	66
2. 住民主役でふれあいとにぎわいのまちづくり	69
3. スリムで効率的な行財政のまちづくり	71

第6章 公共的施設の適正配置と整備

第7章 財政計画

序 章

計画策定の方針

序章 計画策定の方針

1. 計画の趣旨

- 本計画は、両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町及び赤泊村の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、10市町村の速やかな一体化を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上を図ります。
- 新市の進むべき方向についての、より詳細かつ具体的内容については、新市において作成する基本構想、基本計画及び実施計画に委ねるものとします。

2. 計画の構成

- 本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

3. 計画の期間

- 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成16年度から2023年度までの20年間に係るものとし、平成16年度から平成20年度までの5年間を前期計画、平成21年度から平成25年度までの5年間を後期計画、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間延長後、平成31年度（2019年度）から2023年度までの5年間を計画期間再延長後の計画とします。
- 具体的施策については、前期計画分の概算事業費を明示し、後期計画の具体的施策及び概算事業費並びに財政計画については、適正な時期に見直しを行うものとします。

4. 行財政運営の方針

- 新市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。
- 新市建設計画の基本方針を実現するための主要事業については、その大綱を定めるものとします。
- 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激に変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、財政事情等を考慮しながら、逐次整備していくものとします。
- 新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう、健全な財政運営に努めるものとします。

第1章

佐渡のすがた

第1章 佐渡のすがた

1. 地 勢

佐渡島は、両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町及び赤泊村の1市7町2村で構成されています。

日本海の中央に位置し、沖縄本島に次ぐ日本第二の島で、佐渡海峡を挟み、新潟港（新潟市）から67km、直江津港（上越市）から78km、寺泊港（寺泊町）から46kmの海上にあり、総面積約854km²で274kmの海岸線を有しています。

北に大佐渡山地、南に小佐渡丘陵が縦走し、中央の国仲平野には、島内で流域面積最大の国府川が流れ穀倉地帯を形成しています。

気候は海洋性の特性を有し、四季の変化に富み、夏は高温多湿ですが、冬は対馬暖流の影響を強く受けているため、比較的温暖で降雪量も少なく、平均年間降水量も全国平均や県内都市と比較すると少なくなっています。

地目別土地面積で見ると、山林と雑種地が80%以上を占めています。

地 目 別 土 地 面 積							(単位:ha)
	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	原 野	雑種地
両 津 市	1,727.5	331.3	292.0	20.9	2,954.7	383.7	17,624.8
相 川 町	1,229.2	401.8	194.5	－	6,553.0	376.0	10,473.6
佐和田町	978.1	241.3	270.4	－	1,826.3	72.0	1,380.8
金 井 町	1,477.0	161.7	234.6	0.1	1,343.9	93.9	2,121.8
新 穂 村	1,357.7	123.9	165.4	35.5	3,236.9	158.5	1,253.0
畑 野 町	991.0	124.0	130.8	0.2	1,826.9	85.1	3,483.0
真 野 町	832.9	224.6	137.6	0.3	1,340.2	45.7	4,127.7
小 木 町	230.8	309.9	68.2	0.3	1,299.8	103.7	582.3
羽 茂 町	765.5	557.0	137.3	1.6	2,594.8	15.1	1,149.7
赤 泊 村	414.9	228.3	73.9	－	3,336.3	191.0	976.4
佐 渡	10,004.6	2,703.9	1,704.7	59.0	26,312.9	1,524.8	43,173.1

資料：県市町村課「固定資産の価格等の概要調書」（H13.1.1）

2. 歴 史

佐渡の国がいつ頃できたかは、定かではありませんが「古事記」「日本書紀」などに佐渡の存在が記されており、早くから中央で意識されていたことを物語っています。また、その記述から、佐渡が異国の人の渡り来る地であったことがうかがえます。

佐渡は大化の改新（645年）後、一国として国府が置かれ、明治に新潟県に併合されるまで、一国（3郡）としての扱いを受けてきました。

佐渡には島の独自性もあり、時代とともに独特の文化が形成されていきますが、近世の金山発見による天領支配により、江戸と直結することになって、さらに新しい文化を生み出すことになります。

江戸時代には、海運力の増強や港湾の整備、鉱山開発にヨーロッパの先端技術を取り入れるなど、大規模な開発が進みました。この時代の行政区画は3郡とし、5組に分けて統治され、幕末には265町村と記されています。

明治の市町村制公布に伴う合併で、明治22年には7町51村、同29年には、それまでの3郡が合併して佐渡郡となり、さらに合併が進んだ同34年には、5町20村となっています。

昭和に入り、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設、社会福祉、保健衛生関係が新しい市町村の事務とされるなど、行政事務が増加し、その能率的処理のために、合併による合理化が必要とされました。

その結果、昭和28年の町村合併促進法の施行により、いわゆる「昭和の大合併」が行われ、現在の1市7町2村となりました。

3. 現 況

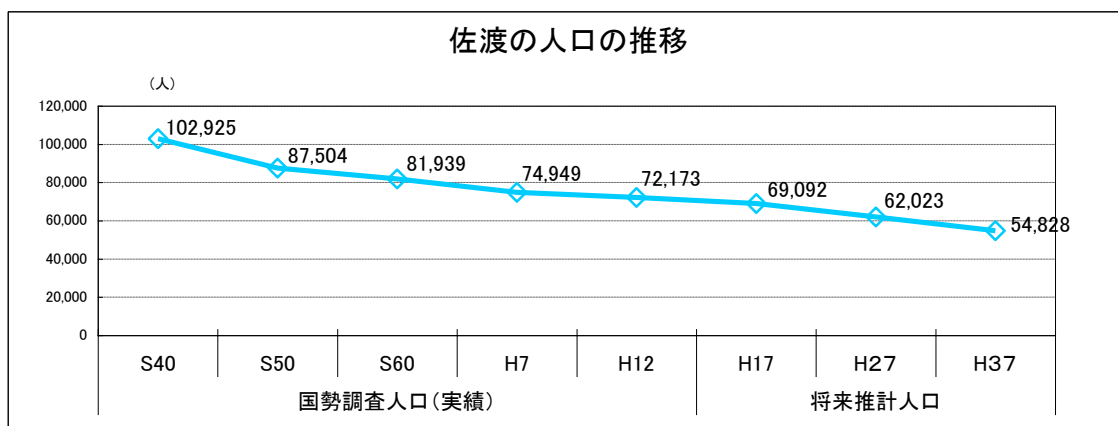
1. 人 口

- 佐渡の人口は、平成12年国勢調査によれば、人口総数は72,173人で、平成7年国勢調査時より2,776人減少しています。
- 将来推計人口は、少子化の進行などにより、平成27年には62,023人に減少し、そのうち特に地域の担い手である生産年齢人口（15歳～64歳）が減少すると推計されています。
- 佐渡の老年人口比率（65歳以上の人口割合）は、平成7年で28.3%と全国の老年人口比率（14.5%）や新潟県の老年人口比率（18.3%）を、既に大きく上回っています。
- 平成27年には、3人に1人以上（35.5%）が65歳以上になると推計されています。

市 町 村 別 人 口 の 推 移 （単位：人）

市町村名	国勢調査人口（実績）					将来推計人口		
	S40年	S50年	S60年	H7年	H12年	H17年	H27年	H37年
両 津 市	26,494	22,110	20,412	18,430	17,394	16,276	13,861	11,579
相 川 町	16,454	13,546	11,891	10,330	9,669	8,917	7,371	5,881
佐和田町	11,789	10,639	10,613	10,134	10,343	10,530	10,659	10,563
金 井 町	8,876	8,061	7,907	7,359	7,278	7,176	6,857	6,416
新 穂 村	6,383	5,525	5,212	4,778	4,559	4,323	3,777	3,247
畑 野 町	7,891	6,450	5,944	5,453	5,362	5,288	5,103	4,932
真 野 町	8,386	7,368	6,913	6,371	6,134	5,851	5,165	4,447
小 木 町	5,500	4,717	4,428	4,062	3,858	3,626	3,078	2,509
羽 茂 町	6,127	5,338	5,105	4,690	4,455	4,227	3,754	3,263
赤 泊 村	5,025	3,750	3,514	3,342	3,121	2,878	2,398	1,991
合 計	102,925	87,504	81,939	74,949	72,173	69,092	62,023	54,828

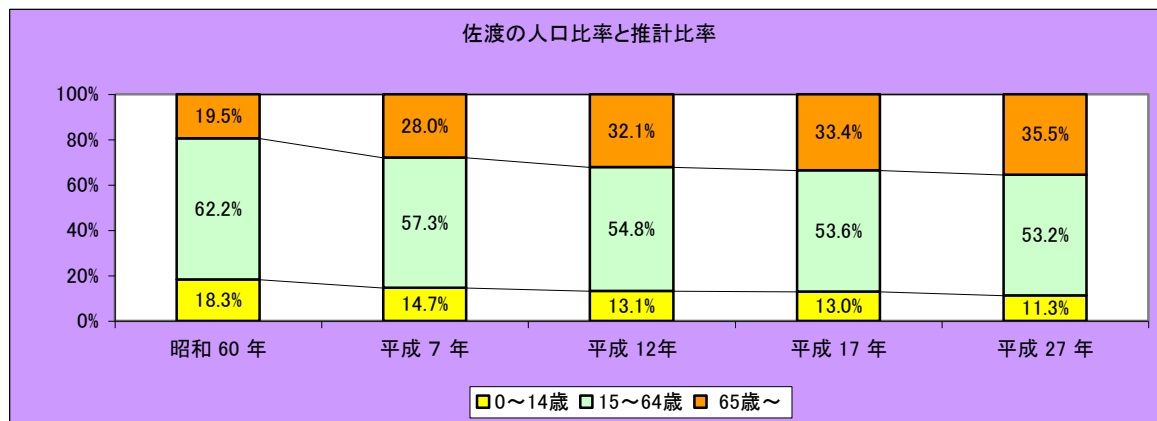
資料：数値は（財）日本統計協会「市町村の将来人口 2000～2030年」（平成14年3月）及び国勢調査人口から



年 齢 別 人 口 の 推 移 (単位：千人)

	項 目	昭和 60 年	平成 7 年	平成12年	平成 17 年	平成 27 年
全 国	0～14歳	26,033 (21.5%)	20,033 (16.0%)	18,505 (14.6%)	17,727 (13.9%)	16,197 (12.8%)
	15～64歳	82,506 (68.2%)	87,260 (69.5%)	86,380 (68.1%)	84,590 (66.2%)	77,296 (61.2%)
	65歳～	12,468 (10.3%)	18,277 (14.5%)	22,041 (17.4%)	25,392 (19.9%)	32,772 (26.0%)
	合 計	121,049 (100%)	125,570 (100%)	126,926 (100%)	127,708 (100%)	126,266 (100%)
新潟県	0～14歳	523 (21.1%)	407 (16.3%)	366 (14.8%)	337 (13.8%)	300 (12.5%)
	15～64歳	1,638 (66.1%)	1,626 (65.4%)	1581 (63.9%)	1,534 (62.8%)	1,376 (57.5%)
	65歳～	317 (12.8%)	455 (18.3%)	526 (21.2%)	573 (23.4%)	651 (27.2%)
	合 計	2,478 (100%)	2,488 (100%)	2,476 (100%)	2,444 (100%)	2,394 (100%)
佐 渡	0～14歳	15 (18.3%)	11 (14.7%)	9 (13.1%)	9 (13.0%)	7 (11.3%)
	15～64歳	51 (62.2%)	43 (57.3%)	40 (54.8%)	37 (53.6%)	33 (53.2%)
	65歳～	16 (19.5%)	21 (28.0%)	23 (32.1%)	23 (33.4%)	22 (35.5%)
	合 計	82 (100%)	75 (100%)	72 (100%)	69 (100%)	62 (100%)

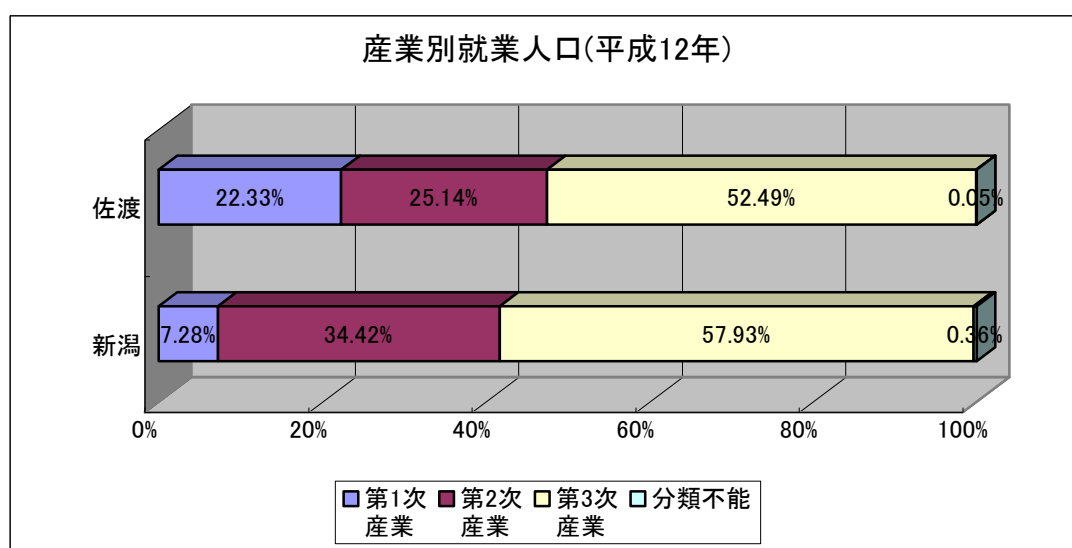
資料:全国の数値は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の全国将来推計人口の概要」及び国勢調査人口から。新潟県、佐渡の数値は(財)日本統計協会「市町村の将来人口 2000～2030年」(平成14年3月)及び国勢調査人口から



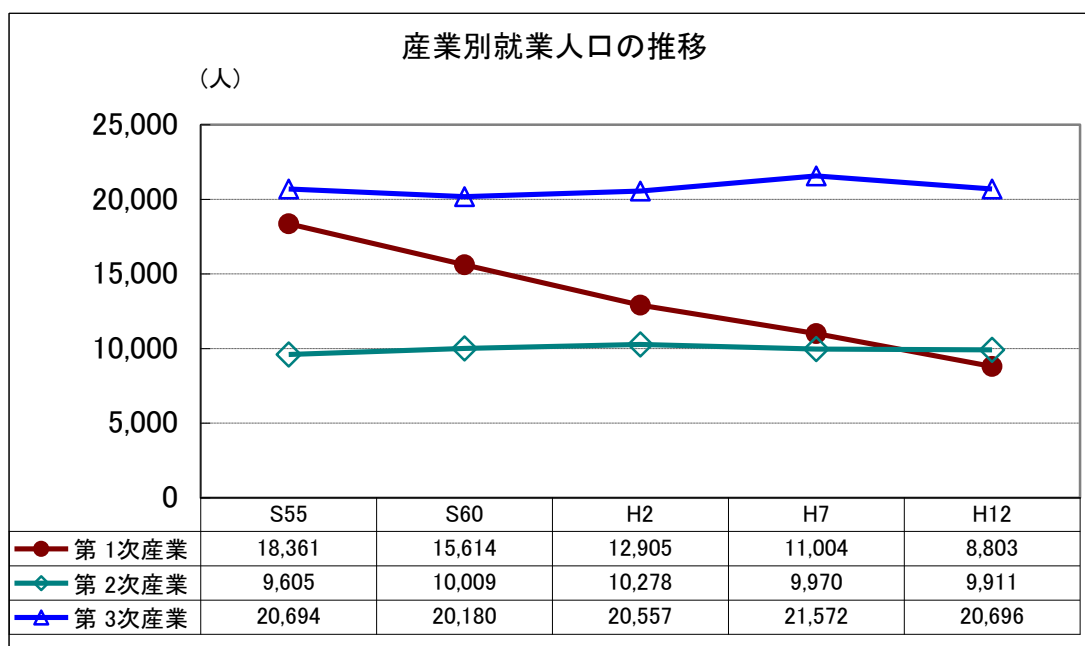
2. 産 業

(1)概 況

- 佐渡地域の就業者数は、平成12年国勢調査が39,428人で産業別構成は、第1次産業22.3%、第2次産業25.1%、第3次産業52.5%で、第1次産業が急速に減少し、第2次産業及び第3次産業が横ばいとなっています。
- 農林漁業従事者の高齢化が進んでおり、農林漁家の減少や深刻な担い手不足が懸念されています。



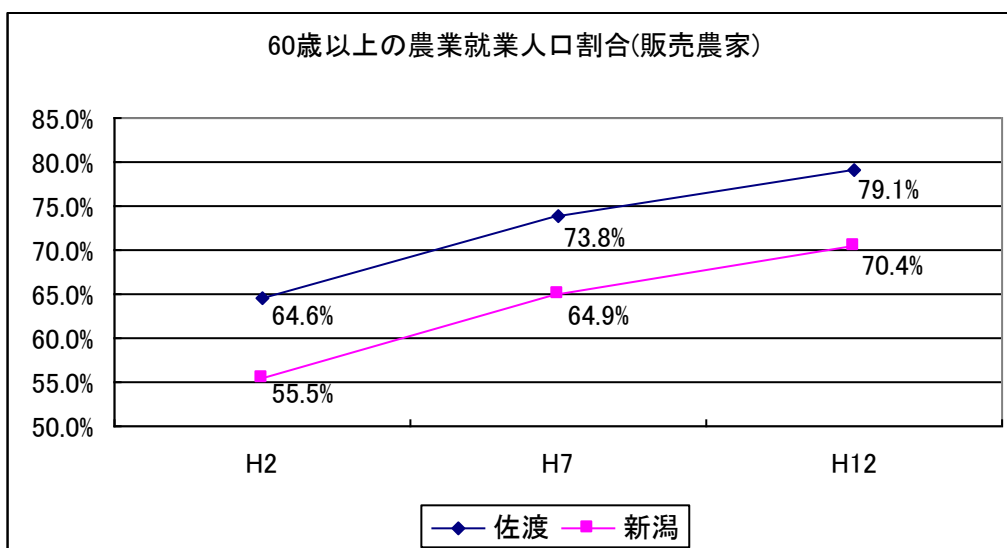
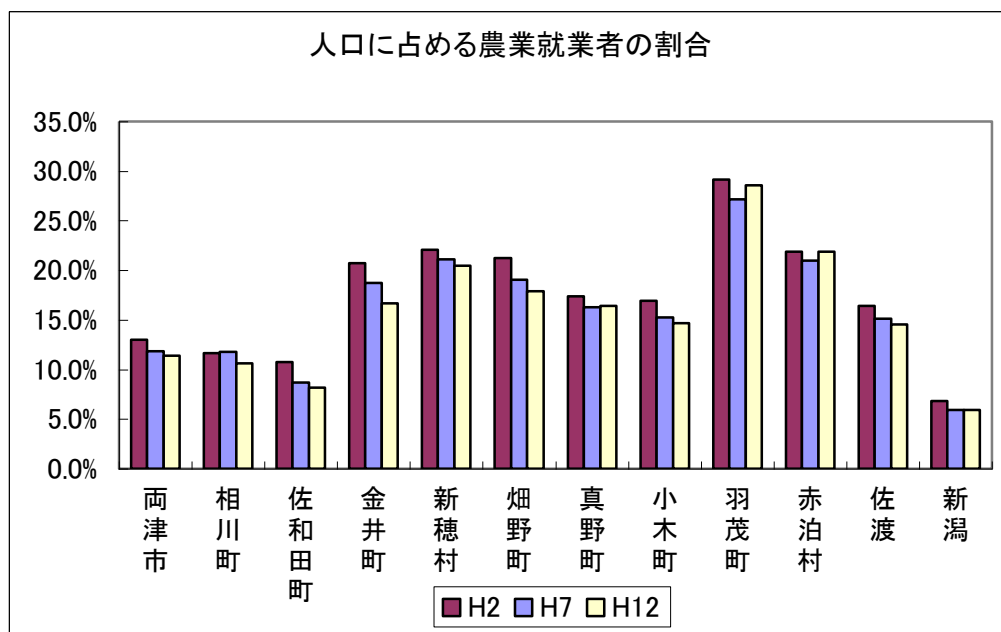
資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) 農 業

- 水稻を主体とした経営形態が中心で、地域性を生かし、国仲平野では稲作、南佐渡では柿や葉たばこ、その他の海岸段丘では稲作や肉用牛と沿岸漁業による複合経営が営まれています。
- 野菜など青果物の島内自給率は、10%程度と低く、島内自給率の向上が課題となっています。



(3) 林 業

- 佐渡島の 70%以上を占める森林は、島の保全や水資源のかん養など、多様な役割を果たしています。
- 木材価格の低迷や生産コストの増大による採算性の悪化などにより、手入れの行き届かない森林が増加しています。
- 地元材の生産、加工、流通体制の整備が遅れているため、島外からの安価な製品などの移入により、地元材の利用が遅れています。

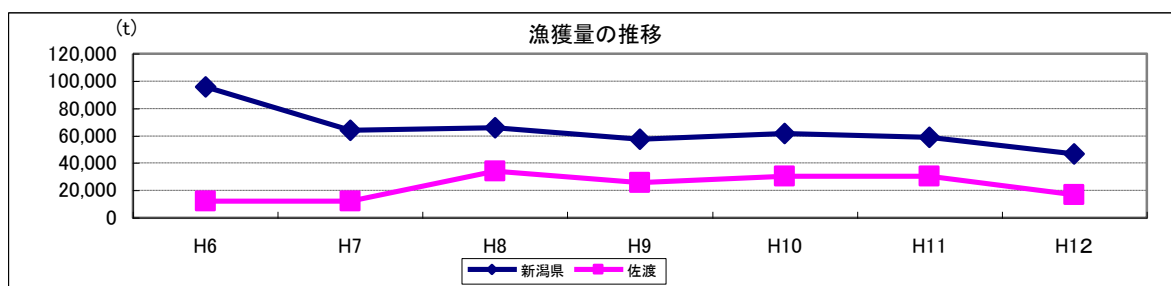
林業就業者数の推移 (人)

区 分	S55	S60	H2	H7	H12
両 津 市	5	10	10	4	2
相 川 町	6	6	6	11	19
佐和田町	10	7	6	－	10
金 井 町	3	3	2	2	1
新 穂 村	2	2	－	4	－
畑 野 町	18	4	2	9	2
真 野 町	－	1	－	3	8
小 木 町	－	2	－	－	－
羽 茂 町	2	－	4	2	10
赤 泊 村	3	14	6	1	4
佐 渡	49	49	36	36	56
新 潟	1,770	1,665	1,379	1,125	963

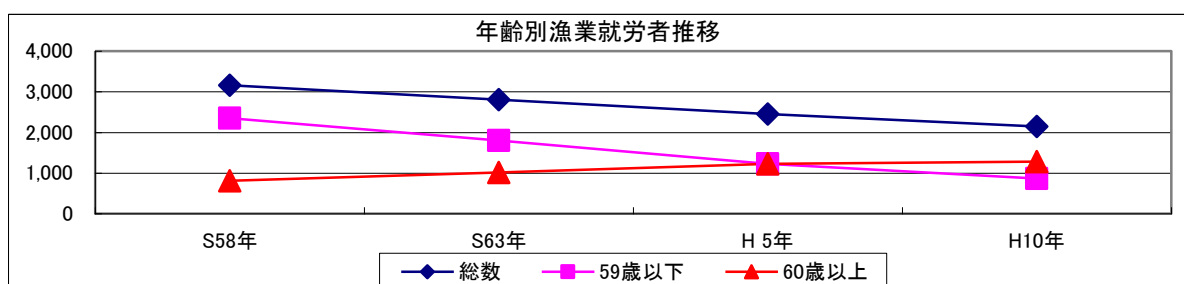
資料:国勢調査

(4) 水産業

- 島内水産物生産量のうち、島内消費に出回る量は少なく、島外出荷による鮮度低下と輸送コストの増大が課題となっています。
- 漁業生産量の減少や魚価の低迷が恒常化しつつあります。



資料：新潟県農林水産業統計



資料：漁業センサス

(5) 商工業

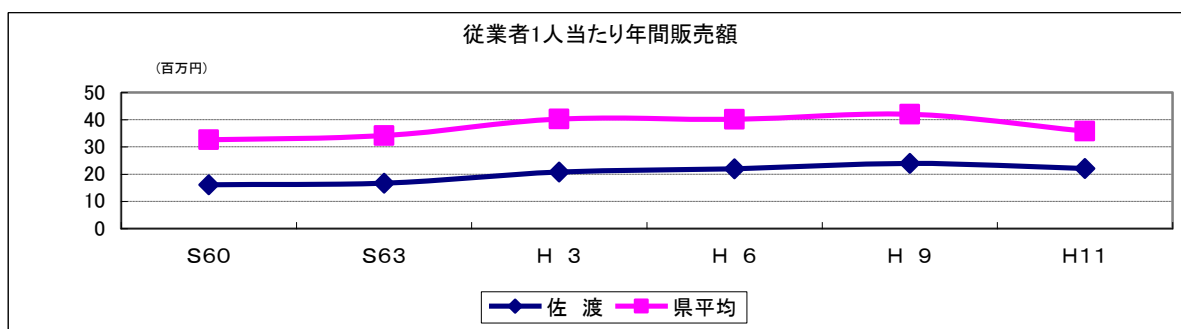
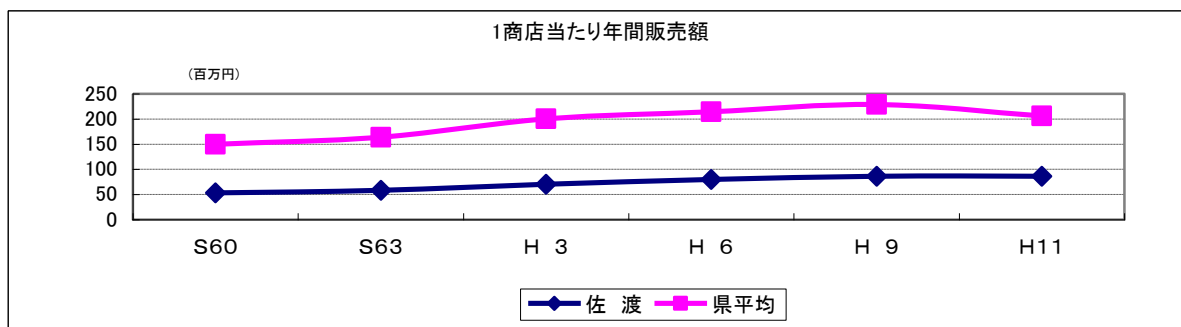
ア. 商業

- 佐渡の商業規模は、平成11年度で県の平均値と比較すると、1商店当たりの従業員数では、県平均5.7人を1.8ポイント下回る3.9人です。
- 1商店当たり年間販売額では、約120百万円下回っており、この格差は依然として縮まっておらず、零細であることが分かります。
- 商店数は、昭和60年の1,854店から、平成11年には1,599店と、255店減少しています。
- 大型小売店や専門店の発展を促した道路交通手段の進展は、一方で最寄品中心の、小集落の小売店や地域の買回品を駆逐する傾向にあります。

1 商店当たり及び従業者 1 人当たり年間販売額の推移 (単位：人、百万円)

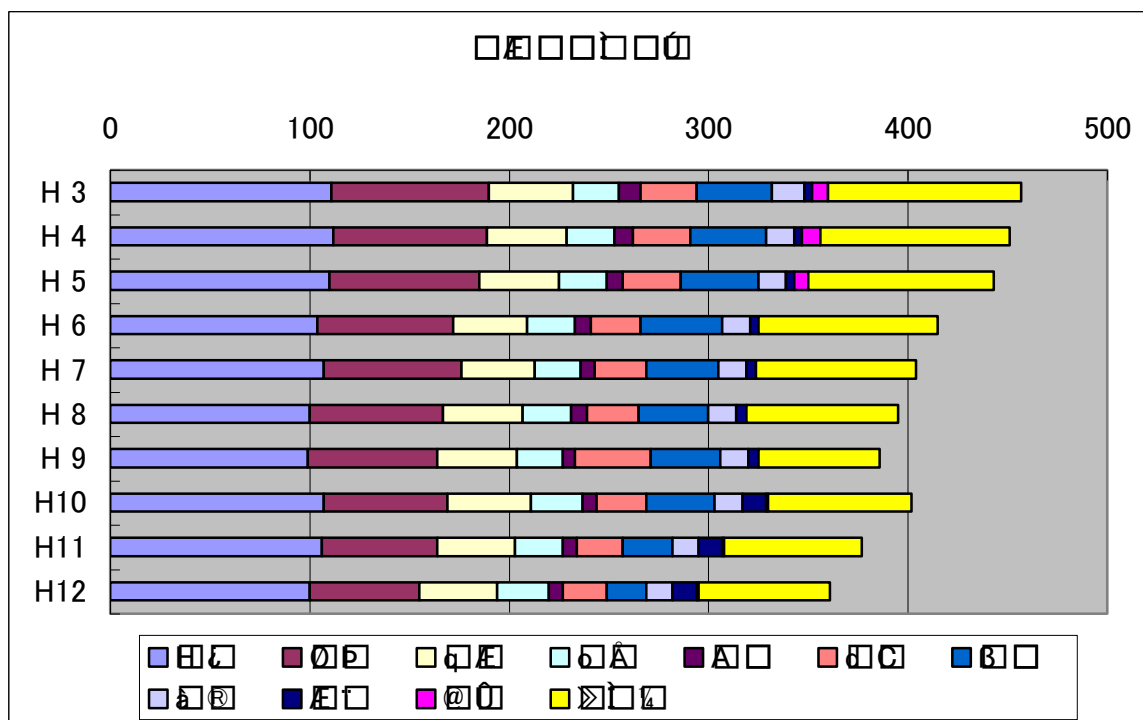
区分 年次	1 商店当たり従業者数		1 商店当たり年間販売額		従業者 1 人 当 たり 年 間 販 売 額	
	佐 渡	県平均	佐 渡	県平均	佐 渡	県平均
S 6 0	3.3	4.5	53.1	150.0	16.1	32.6
S 6 3	3.5	4.8	58.5	163.6	16.7	34.1
H 3	3.4	5.0	70.4	200.5	20.8	40.3
H 6	3.6	5.3	80.0	214.5	21.9	40.1
H 9	3.6	5.5	86.0	229.1	23.9	42.0
H 1 1	3.9	5.7	85.9	206.1	22.1	35.8

資料：商業統計

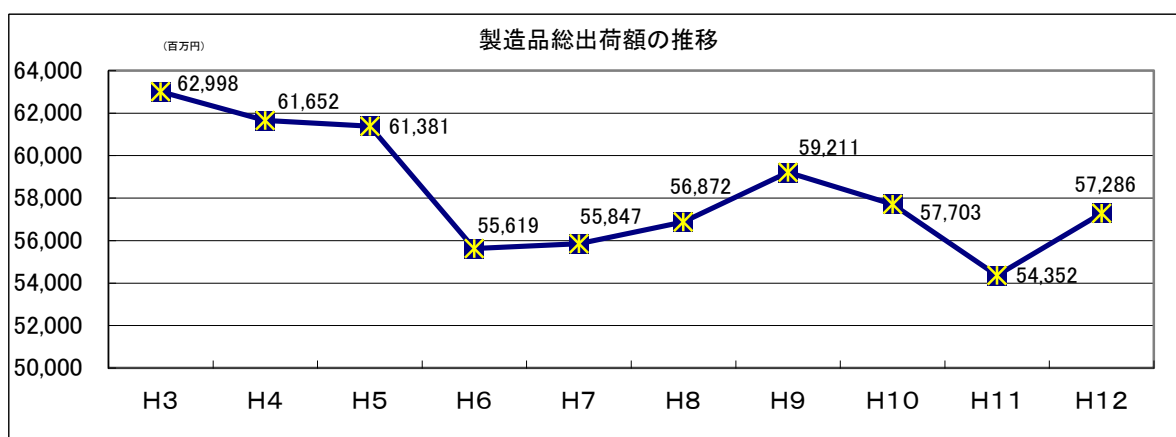


イ. 工 業

- 佐渡の工業は、食料品・木材業・窯業・出版・電気などが主なものです。
- 1工場当たりの従業者数は、県平均では15人程度で推移しているのに対し、佐渡では10人台で推移しています。
- 業種別事業所の推移は、家具が増加しているのに対し、木材が減少しています。
- 出荷額については、窯業と電気が増加しているのに対し、食料と衣服が減少しています。



資料：工業統計



資料：工業統計

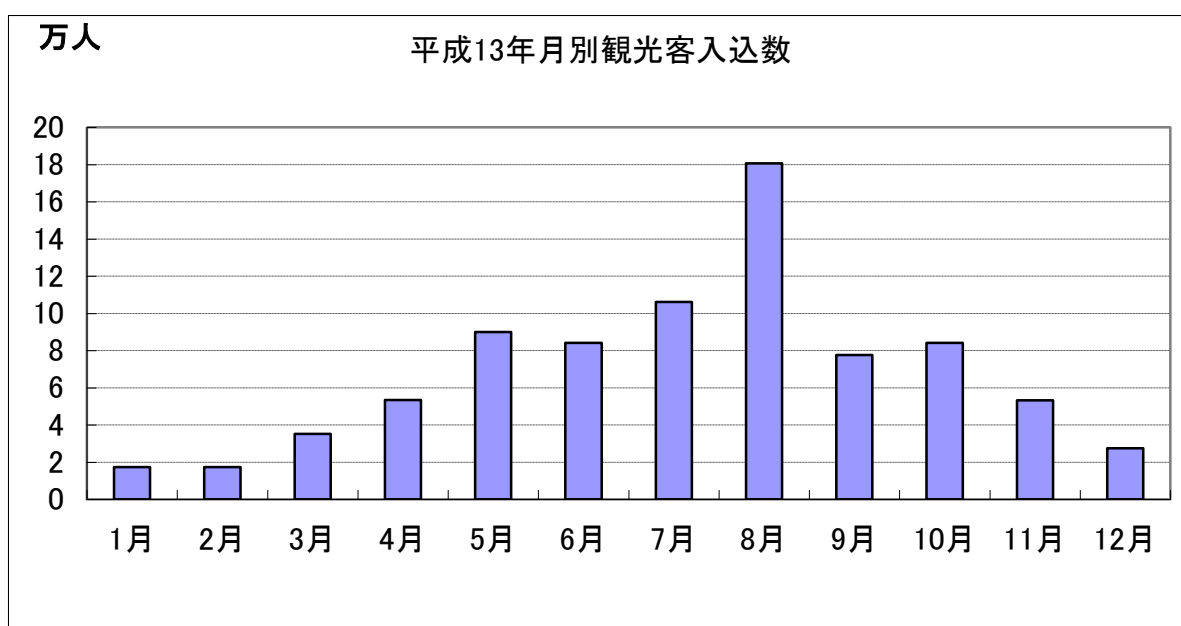
(6) 観 光

●佐渡における観光客の入込数は、平成3年には121万人にまで増加しましたが、以降減少を続け、平成13年には85万人を下回るまで落ち込み、島内経済に与える影響は大きなものとなっています。

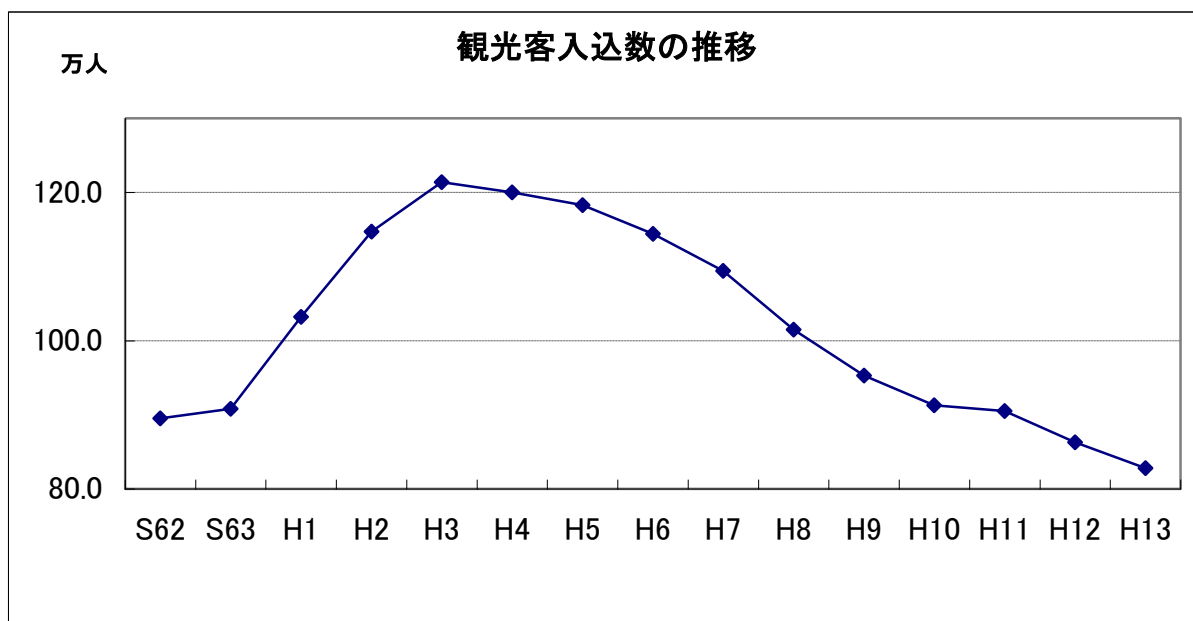
●[※]リピーターの少ない佐渡観光の体質改善を視野に入れた、佐渡の魅力の再構築が今後の課題となっています。

※リピーター

買物・食事・宿泊・旅行などで、同じ店やホテル、観光地を何度も利用したり、訪れたりする人のこと。



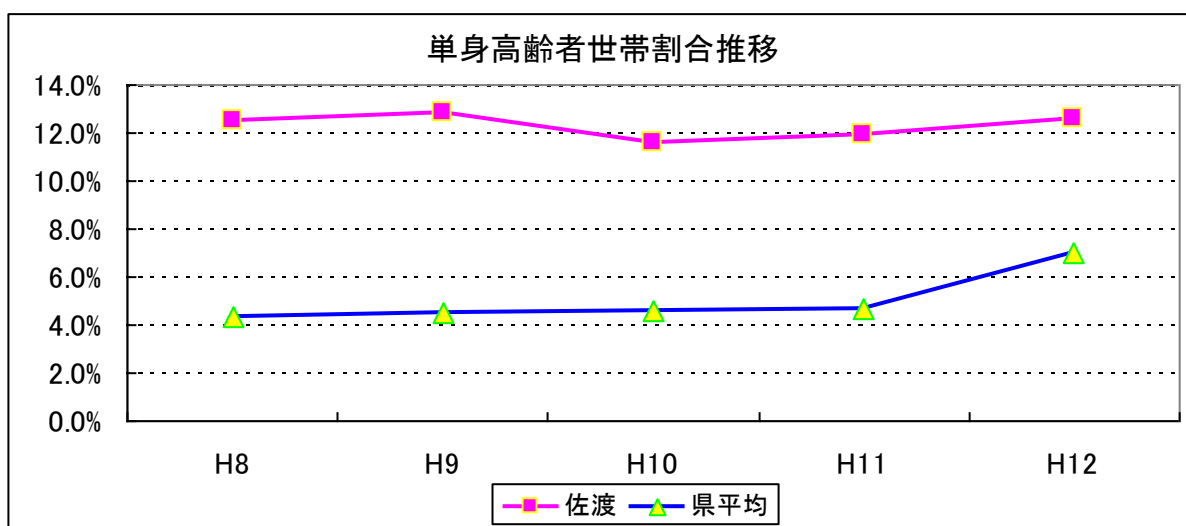
資料：新潟県観光動態の概要



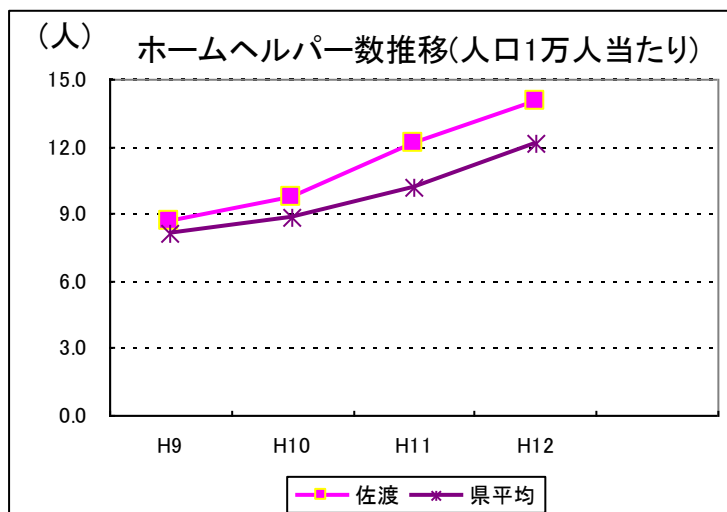
3. 暮らし

(1) 保健・医療・福祉

- 佐渡は、人口の減少及び高齢者の急増により、県内でも著しく高齢化が進行している地域です。
- 高齢者人口の増加は、介護が必要となる度合いが高くなることから、寝たきり老人などの急増が予想され、福祉関連施設の充実とともに、在宅福祉を支えるための地域支援体制の充実を図ることが必要です。
- 医療施設は、佐渡総合病院・両津病院を中核とし、6病院と一般診療所52施設がありますが、高齢化社会の進展に伴い、老人保健施設の設置や、へき地診療の拡充に努めることが必要です。
- ホームヘルパーの、人口1万人当たりの人数は県平均を上回っていますが、老年人口（千人）当たりでは県平均を下回っており、在宅福祉の充実が必要です。



資料：新潟県高齢者現況調査



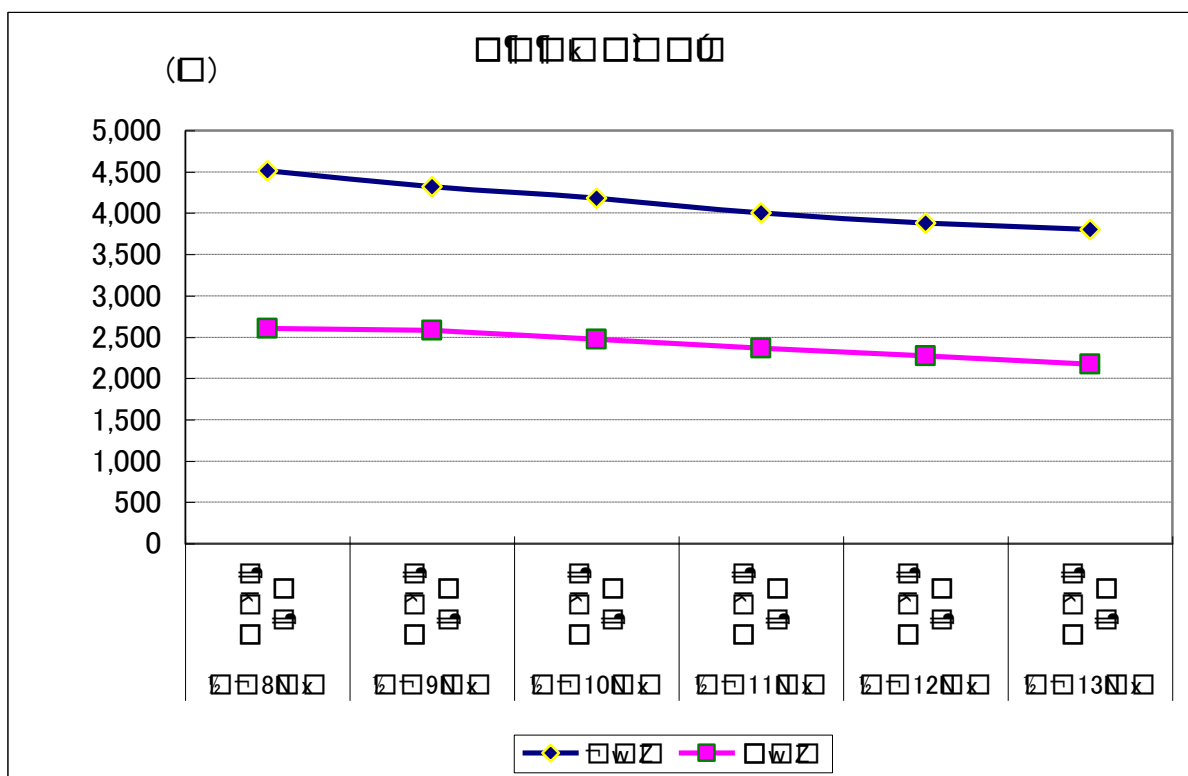
区分	ホームヘルパー数(人)	老年人口千人当たりホームヘルパー数(人)
全県	2,986	5.74
佐渡	101	4.39

(2) 教育・生涯学習

- 佐渡地域の学校数は、小学校が38校（うち分校が1校）、中学校が19校あります。
- 過疎化による人口減少により、児童生徒数についても、平成8年度の7,115人に対し、平成13年度は5,974人となり、1,141人（△16.0%）減少しています。
- 生涯学習については、従来の地区公民館・青年団・婦人会などの活動から、小グループ・サークル化の傾向が強くなってきています。
- 健康管理に対する関心の高まりから、スポーツ・レクリエーション活動が盛んになってきており、住民のニーズに合った気軽に楽しめる機会の提供と、計画的に施設整備を図ることが課題です。

年度	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数
小学校	4,510	227	4,317	225	4,177	223	4,002	222	3,883	221	3,803	229
中学校	2,605	107	2,584	105	2,475	101	2,362	99	2,271	94	2,171	92
計	7,115	334	6,901	330	6,652	324	6,364	321	6,154	315	5,974	321

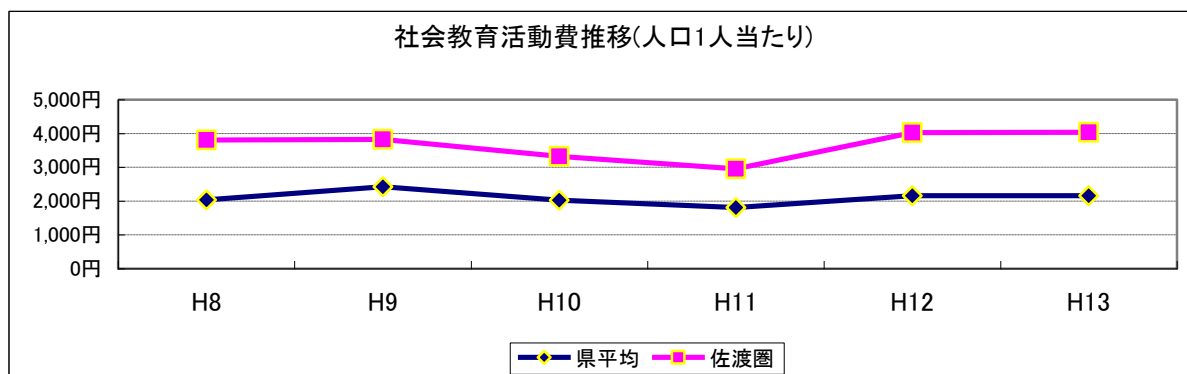
資料：学校基本調査



社会教育活動費(人口1人当たり)

区分	H8	H9	H10	H11	H12	H13
県平均	2,035円	2,423円	2,027円	1,806円	2,158円	2,157円
佐渡	3,806円	3,830円	3,326円	2,956円	4,021円	4,030円

資料：生涯学習・社会教育の現状



資料：生涯学習・社会教育の現状

市町村で実施した学級・講座

区分	H9	H10	H11	H12	H12 人口1人当たり	H12 人口1人当たり
小学校	31	43	51	53	5.3	13.8
中学校	14	14	10	5	0.5	1.4
高等学校	147	127	146	114	11.4	19.5
公民館	23	24	25	25	2.5	3.2
図書館	13	17	12	12	1.2	5.8
生涯学習センター	31	28	27	26	2.6	5.4
合計	259	253	271	235	23.5	49.1

資料：生涯学習・社会教育の現状

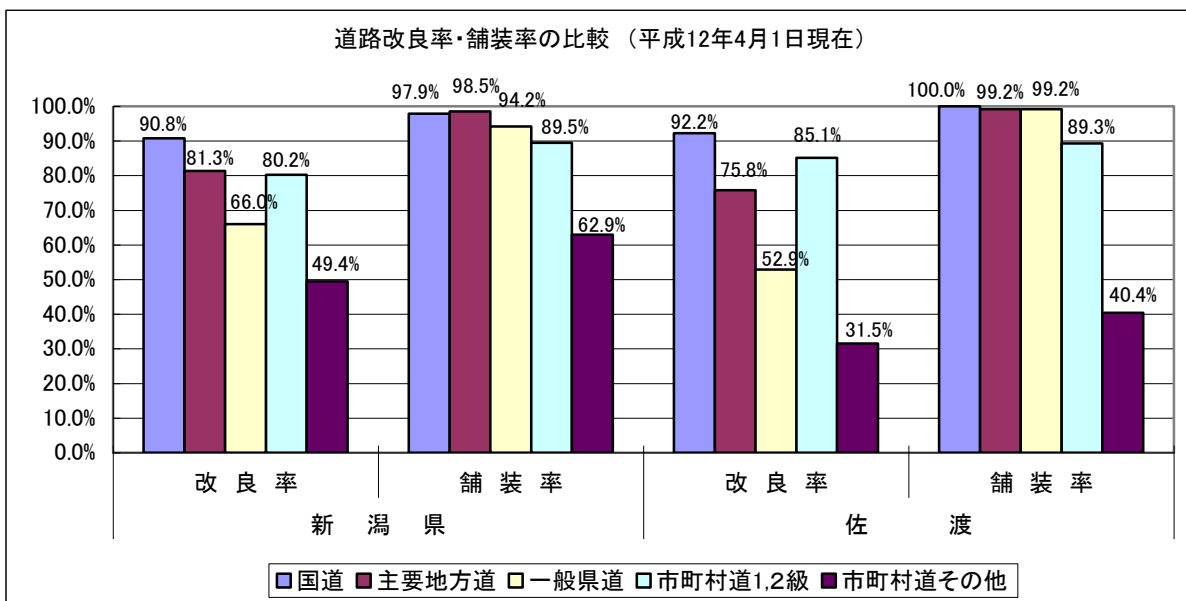
社会教育関係団体等の状況

区分	H10	H11	H12	H13	H13 人口1人当たり	H13 人口1人当たり
市町村	200	203	198	201	20.1	30.1
県民会館	39	40	40	40	4.0	7.1
生涯学習センター	63	63	63	51	5.1	2.0
図書館	37	35	42	42	4.2	4.3
公民館	204	195	168	169	16.9	31.5
青少年センター	4	6	5	6	0.6	2.8
スポーツセンター	59	59	59	57	5.7	12.8
文化センター	79	80	82	99	9.9	44.8
生涯学習センター	4	4	5	4	0.4	2.6
合計	689	685	662	669	66.9	138.0

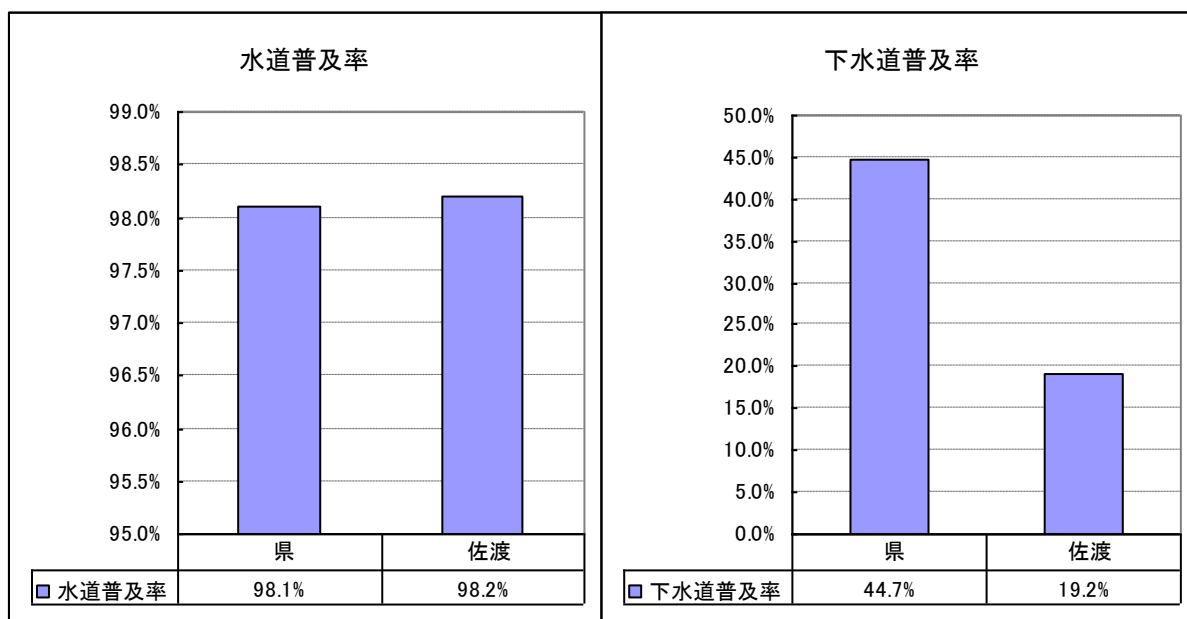
資料：生涯学習・社会教育の現状

(3) 生活基盤等

- 佐渡地域の道路改良率は、主要地方道、一般県道、その他市町村道において県平均よりも整備が遅れており、道路整備の促進を図る必要があります。
- 水道普及率は、98.2%で、県平均の98.1%と、ほぼ同じ水準に達しています。
- 下水道の普及率は19.2%で、県平均の44.7%よりも遅れており、早期に着工・完成できるように計画的に整備を図る必要があります。



資料：佐渡地域振興局



（平成14年3月31日現在）

（平成13年3月31日現在）

4. 市町村財政

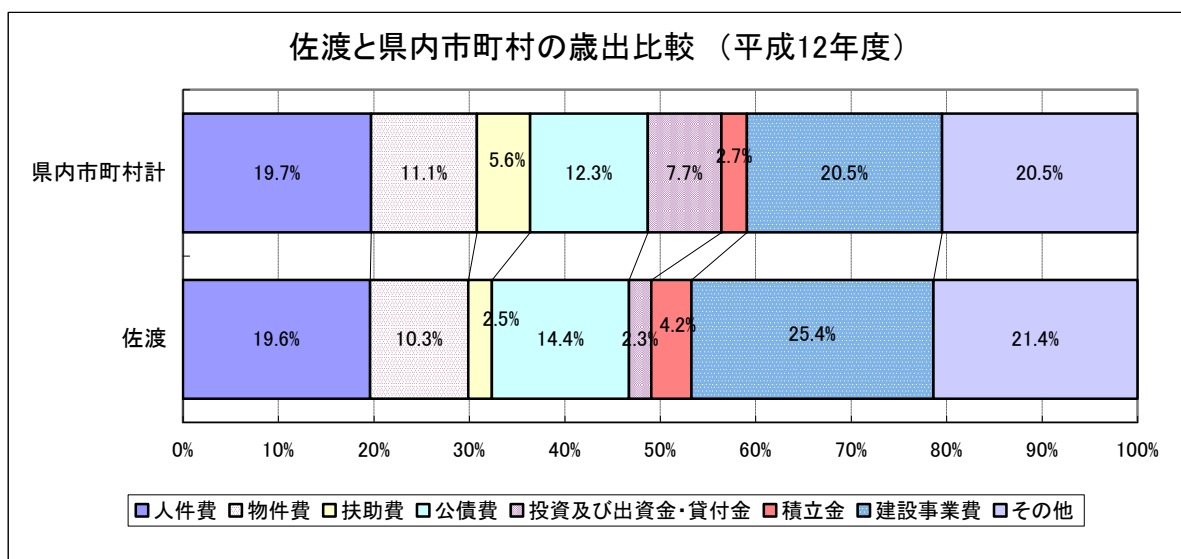
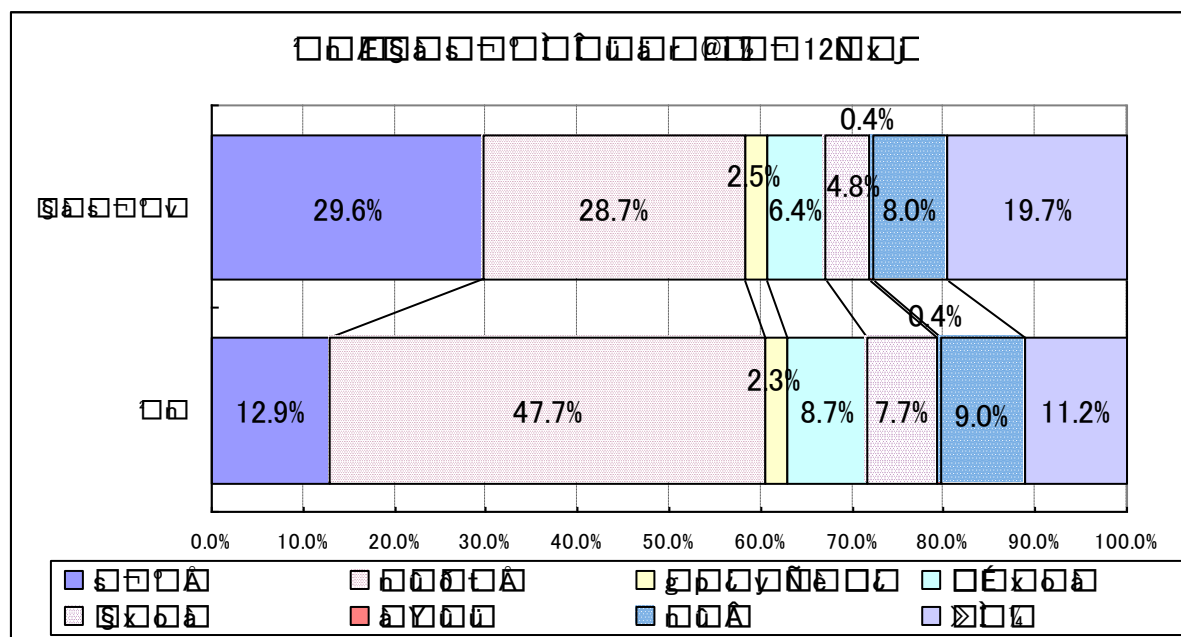
佐渡地域の市町村財政については、次のような特徴、課題があるといえます。

ア. 歳 入

県内市町村全体に比べて、自主財源である地方税の割合が低く、依存財源である地方交付税や国県支出金の割合が高くなっています。

イ. 歳 出

県内市町村全体に比べて、義務的経費である人件費、公債費及び投資的経費である建設事業費の割合が高くなっています。



資料:市町村普通会計決算の概要

第2章

合併の必要性

第2章 合併の必要性

現在の市町村の区域は、明治、昭和の大合併などを経て定まったものですが、市町村を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、この変化に対応して市町村の区域や行財政のあり方を見直す必要性が高まっています。

1. 地方分権時代への対応

○地方分権の推進により、地方自治体の「自ら治める」責任の範囲が大幅に拡大します。これに対応した、地方分権を担える地方自治体の行政体制の整備が求められています。

- 明治以来続いてきた我が国の縦割り・中央集権型行政システムでは、政治・行政を取り巻く国内外の急速な環境の変化の中で、国際化の進展や地域特有の多様な行政需要、さらには少子・高齢化など新たな時代の要請と課題に、的確に対応することが困難になっています。
- 従来の「中央省庁主導の縦割りの画一行政システム」を、地域社会の多様な個性を尊重する「住民主導の個性的で総合的な行政システム」に改めるため、地方分権の推進が行われてきています。
- 住民に最も身近な自治体である市町村にも、「自己決定・自己責任の原則」のもとに、自ら政策を立案し、安定的に行政サービスを行っていくなど自立していくことが求められています。
- 財政基盤の強化や、より高度な能力を備えた職員の確保、さらには組織の見直しなど、効率的な行政体制を整備することが急務となっています。

2. 市町村を取り巻く社会情勢の変化への対応

1. 住民の日常生活圏の拡大

○住民の日常の生活行動圏が大きく広がることにより、行政サービスの受益を受ける範囲は、納税される市町村の枠を越えて広がってきており、行政区域の拡大が不可避となってきました。

- 道路やトンネルなど交通基盤の整備と交通手段の発達とともに、情報通信手段も飛躍的に発展し、加えて経済活動の活発化に伴って、通勤・通学や買い物、医療など住民の日常社会の行動範囲は、現在の市町村の区域を越えて、ますます拡大しています。
- モータリゼーションの発達によって、郊外型の店舗などを中心とした、新たな市街地が形成されてきており、より広域的な観点から効率的で魅力的なまちづくりが求められています。
- 住民の日常生活圏の拡大は、行政サービスの受益と負担の関係が必ずしも一致しない社会となり、結果として、税金の使い方が納税者の意思と関係なく行われることとなります。
- 市町村は、広域的な見地から一体的な施策を展開するとともに、時代の要請に応じて現在の行政区域にとらわれることなく、区域を見直す必要性がますます高まっています。
- 佐渡においても離島という地域の特殊性を鑑みると、生活者である住民への行政サービスの提供には、全島的な視野に立った、より効率的で計画的な行政運営の実現を図ることが必要になっています。

<購買動向>

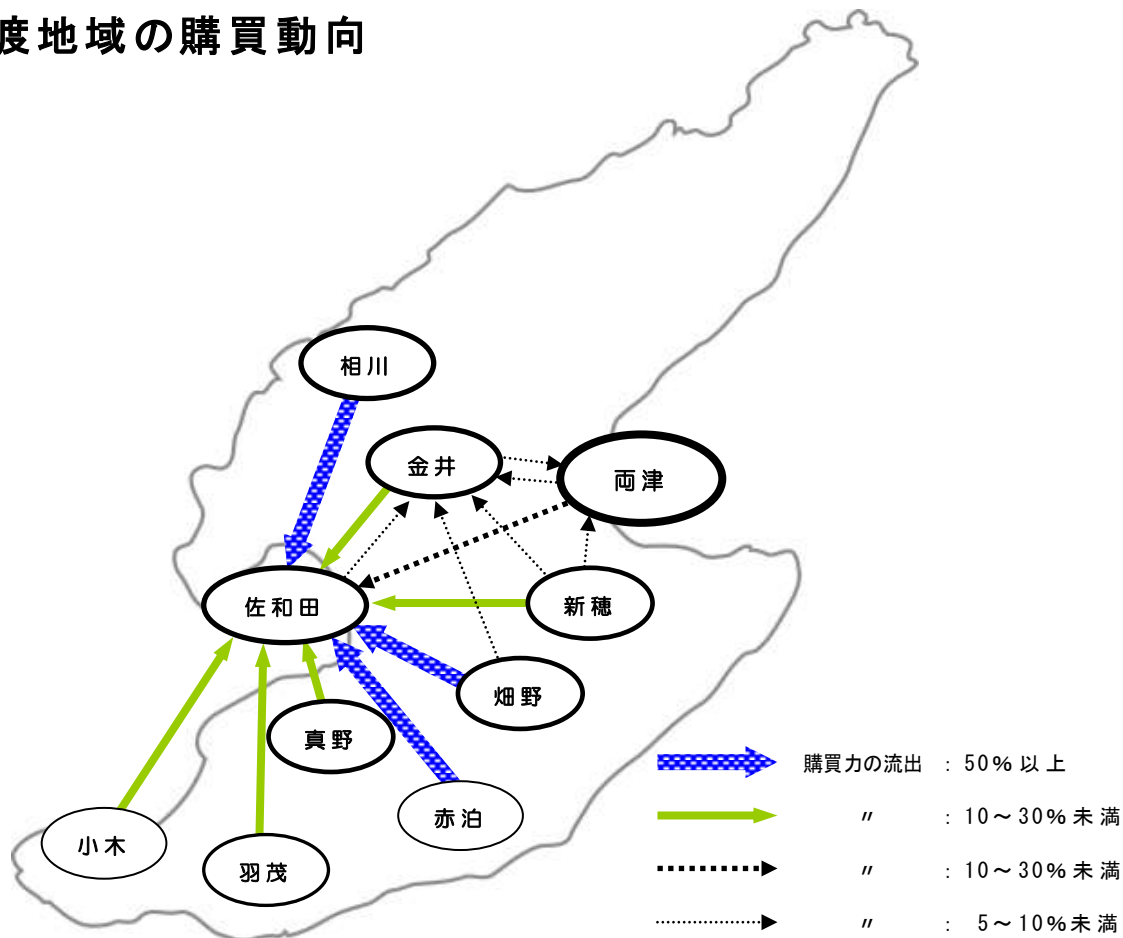
- 島内における常住地での購買率が50%を超えているのは佐和田町だけで、その他の市町村では常住地以外での買物の割合が高くなっています。
- 常住地以外での買物先は、佐和田町が多くを占めています。

市 町 村 別 購 買 率（全品目）

市町村名	常住地(%)	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
両 津 市	48.1	佐和田 27.4	新潟 10.1	金 井 5.0		
相 川 町	26.2	佐和田 55.4	新潟 4.0	両 津 0.8		
佐和田町	73.6	金 井 8.2	新潟 6.6	両 津 0.9	相 川 0.5	真 野 0.4
金 井 町	25.5	佐和田 49.7	新潟 7.1	両 津 6.5		
新 穂 村	23.2	佐和田 36.5	新潟 12.1	両 津 7.9	金 井 7.6	畑 野 1.3
畑 野 町	22.1	佐和田 51.1	金 井 7.5	新潟 4.9	両 津 3.0	真 野 2.3
真 野 町	30.1	佐和田 45.1	新潟 4.8	両 津 1.9	畑 野 0.7	
小 木 町	27.2	佐和田 41.2	新潟 7.3	羽 茂 4.9	真 野 2.4	両 津 1.2
羽 茂 町	29.1	佐和田 46.0	真 野 4.4	新潟 4.2	小 木 2.9	金 井 2.8
赤 泊 村	16.2	佐和田 54.8	新潟 10.0	真 野 4.0	羽 茂 2.6	両 津 1.4

※消費者の購買動向について、「新潟県広域商圏動向調査」（平成11年3月）の結果から、常住地の消費者が買物をした人数に占める、常住地以外の市町村で買物をした割合（購買率）を示しています。

佐渡地域の購買動向



<通勤・通学状況>

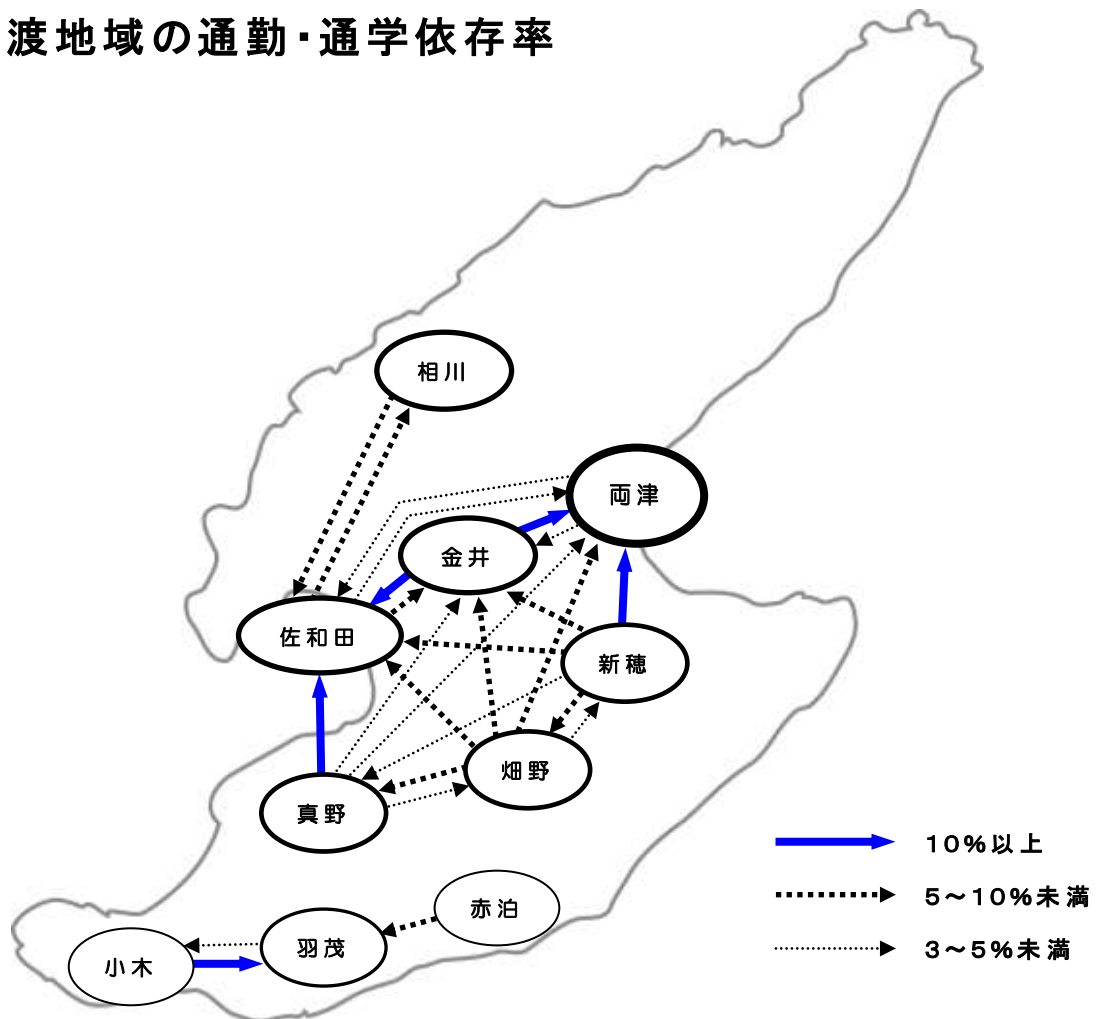
●両津市・佐和田町を中心に、近隣市町村への通勤・通学が日常化しています。

市町村別通勤・通学依存率

市町村名	常住地(%)	第1位(%)	第2位(%)	第3位(%)	第4位(%)	第5位(%)
両津市	86.3	佐和田 3.8	金井 3.8	新穂 2.4	畑野 1.4	真野 1.0
相川町	83.8	佐和田 9.6	金井 2.3	両津 1.8	真野 1.2	新穂 0.4
佐和田町	72.8	相川 7.4	金井 6.4	両津 4.7	真野 4.3	畑野 1.8
金井町	68.0	佐和田 10.9	両津 10.5	畑野 3.0	真野 2.5	新穂 2.2
新穂村	66.4	両津 10.8	佐和田 7.1	金井 5.1	畑野 5.0	真野 3.5
畑野町	65.9	佐和田 9.1	両津 6.4	真野 6.4	金井 5.5	新穂 3.3
真野町	68.2	佐和田 13.6	畑野 4.6	金井 4.5	両津 3.2	新穂 1.7
小木町	74.7	羽茂 14.2	佐和田 2.4	両津 2.2	真野 2.0	赤泊 1.8
羽茂町	87.0	小木 3.5	佐和田 2.6	真野 2.5	赤泊 1.1	金井 1.0
赤泊村	81.6	羽茂 8.8	佐和田 2.7	小木 1.9	真野 1.8	畑野 1.2

※通勤・通学状況について、「国勢調査」（平成7年）の結果から、常住地の就業者・通学者（15歳以上）に占める常住地以外の市町村に通勤・通学（15歳以上）する人数の割合（通勤・通学依存率）を示しています。

佐渡地域の通勤・通学依存率



< 通院状況 >

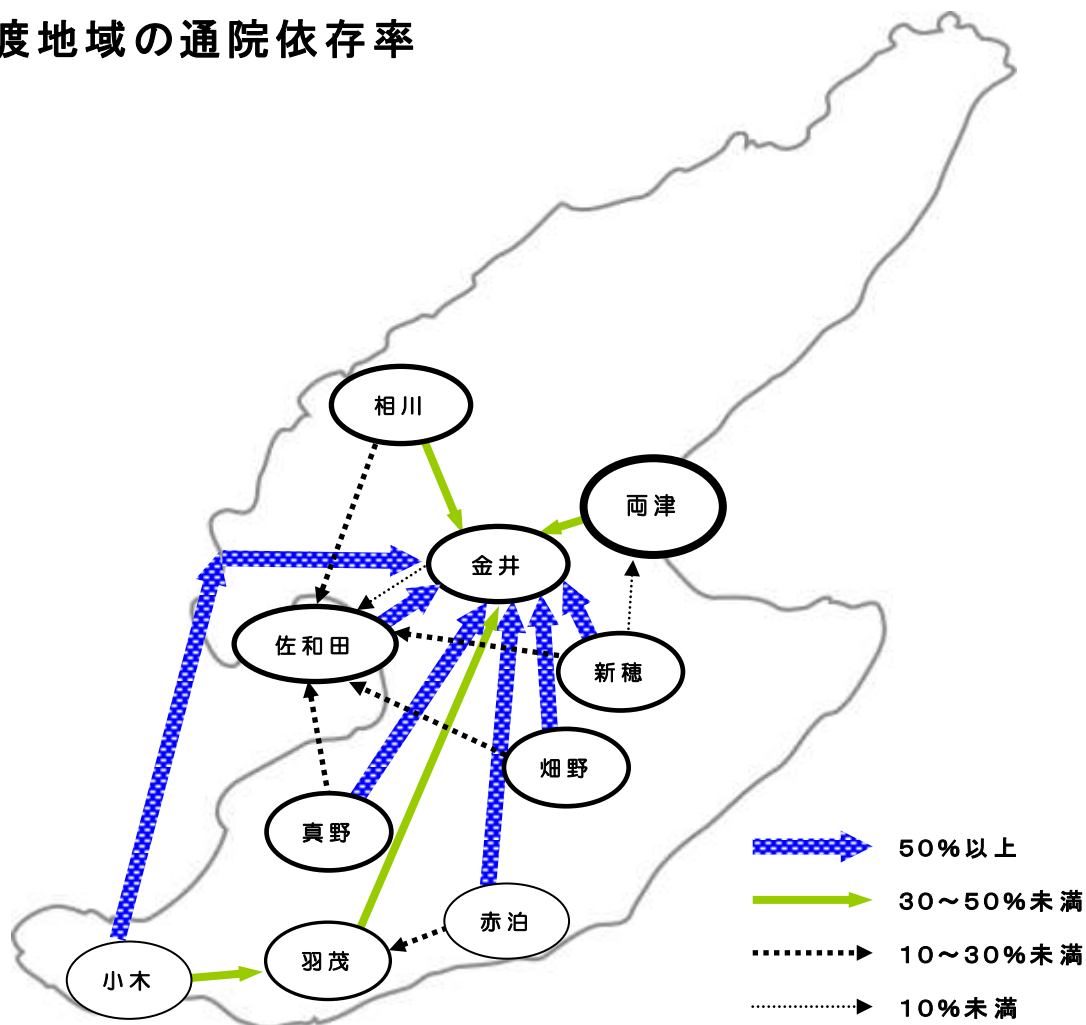
- 佐渡総合病院のある金井町へ通院する人の割合が高くなっています。

市 町 村 別 外 来 通 院 依 存 率

市町村名	常住地(%)	第1位(%)	第2位(%)	第3位(%)	第4位(%)	第5位(%)
両津市	44.2	金井 47.6	新潟 4.1	佐和田 3.7	黒埼 0.5	
相川町	37.4	金井 44.7	佐和田 15.3	新潟 1.7	両津 0.6	黒埼 0.2
佐和田町	27.6	金井 66.0	新潟 3.5	両津 1.5	黒埼 0.6	相川 0.6
金井町	87.6	佐和田 5.8	新潟 4.3	両津 1.4	黒埼 0.9	
新穂村	0.0	金井 80.6	佐和田 10.0	両津 5.6	新潟 3.3	黒埼 0.6
畑野町	0.0	金井 81.1	佐和田 14.0	新潟 2.5	黒埼 1.2	羽茂 0.8
真野町	1.4	金井 75.7	佐和田 17.3	新潟 4.7	両津 0.5	黒埼 0.5
小木町	0.0	金井 56.5	羽茂 38.4	佐和田 4.3	両津 0.7	
羽茂町	55.8	金井 40.5	佐和田 1.9	新潟 1.9		
赤泊村	0.0	金井 73.6	羽茂 17.2	新潟 4.6	佐和田 3.4	黒埼 1.1

※通院状況について、「新潟県保健医療需要調査」(平成11年10月)のデータから、常住地の通院者数に占める常住地以外の市町村に通院する人数の割合(通院依存率)を示しています。

佐渡地域の通院依存率



2. 人口の減少及び少子・高齢化の進行

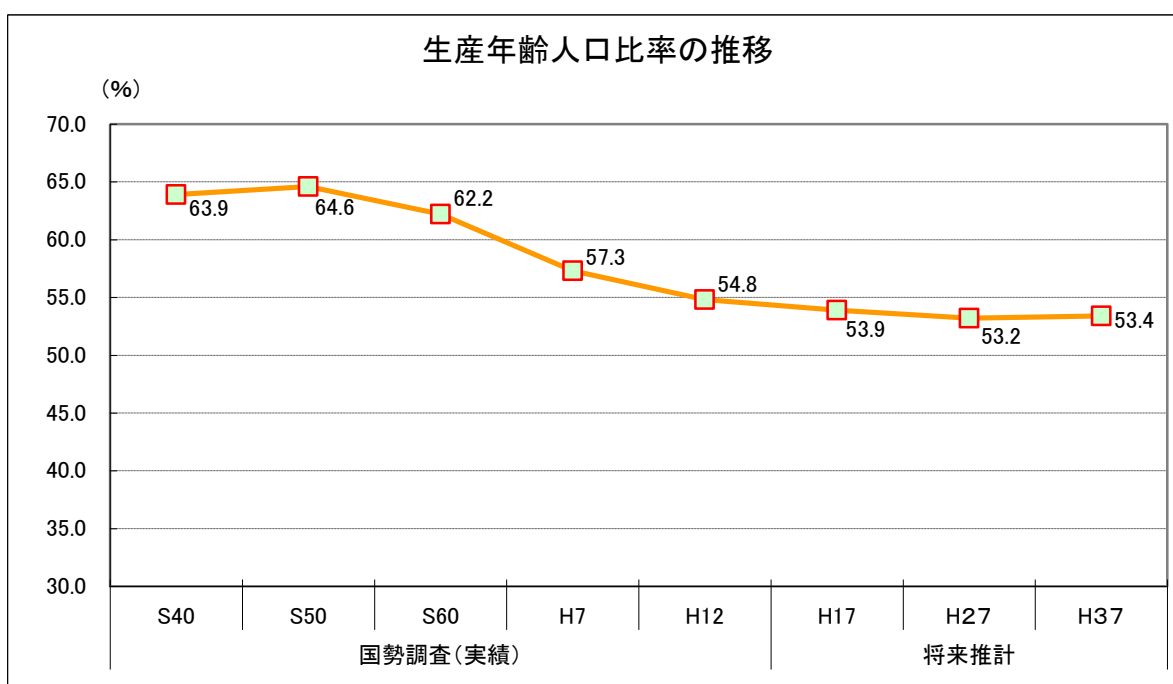
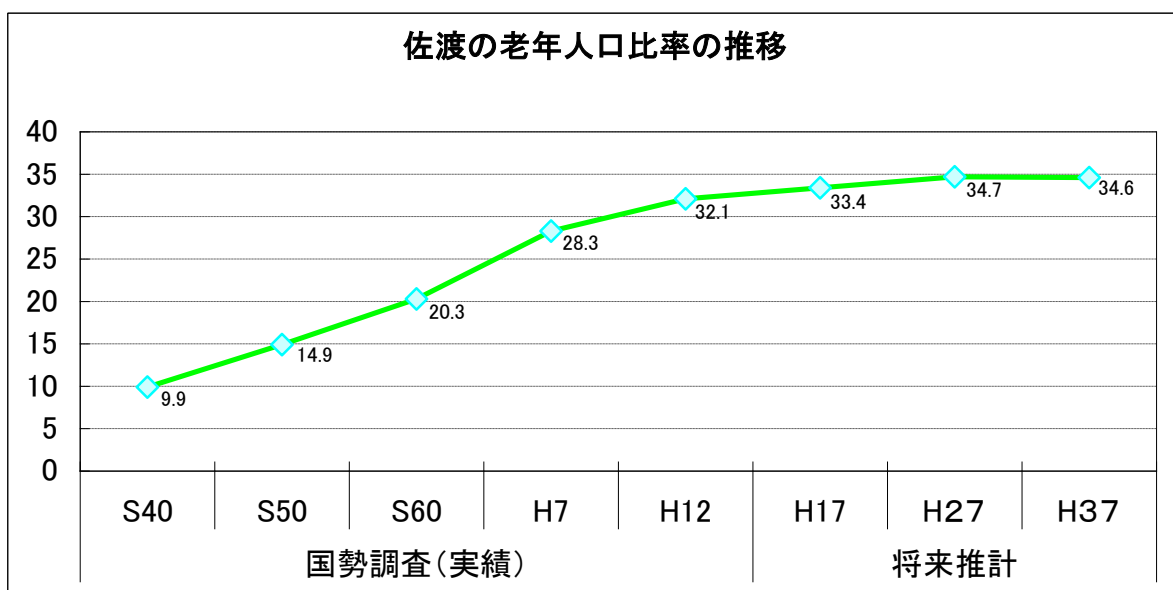
- 我が国では、少子・高齢化が急速に進行しており、それに伴う人口の減少も予測されています。
- 少子・高齢化や人口の減少は、地域の担い手の減少につながり、地域全体の活力が低下するとともに、福祉関係の財政需要が増大する一方で税収が減るなど、市町村財政の悪化を招くことが予想され、財政力の弱い市町村にとっては、団体の維持に係る深刻な問題となってきます。

ア. 人口の減少

- 現在、既に全国の6割を超える市町村の人口が自然減となっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成9年1月）によれば、我が国の人口は、平成19年に頂点を迎えた後、減少に転じ、以降21世紀を通して減少が続くと予測されています。
- 佐渡の総人口は、昭和25年の約12万6千人をピークに、以降減少を続け、平成12年では約7万2千人となり、ピーク時の40%以上も減少しています。
- 平成7年国勢調査をベースとした将来推計人口によれば、少子化の進行などにより、平成27年には約5万9千人に減少し、そのうち特に地域の担い手である生産年齢人口（15歳～64歳）が減少すると予測されています。

イ. 少子・高齢化

- 全国的に65歳以上の老年人口の割合が高まっており、平成27年には25.2%となることが予測されています。
- 佐渡地域の高齢化は、全国や新潟県全体の高齢化の進行より、さらに早く進んでおり、老年人口比率（65歳以上の人口割合）は、平成7年で28.3%と全国の老年人口比率（14.5%）や新潟県の老年人口比率（18.3%）を、既に大きく上回り、さらに、平成27年には3人に1人以上（34.7%）が65歳以上になると予測されています。
- 出生率は、低下傾向にあると予測されており、今後も少子化は進行するものと思われます。



3. 住民ニーズの多様化

- 行政に対する住民ニーズは、社会経済情勢や個人のライフスタイルの変化に伴い多様化・高度化しています。
- 多様化・高度化する行政需要に適切に対処するため、市町村には、財政基盤の強化や専門職の確保、企画立案能力を備えた職員の養成などが求められています。

- 介護保険の導入に伴う高齢者福祉対策の充実や、高齢社会に対応するための生涯学習の推進など、福祉行政需要の増大が見込まれます。
- ダイオキシンの発生を抑えるための一般廃棄物処理施策の拡充、IT（情報技術）革命に象徴されるような急速に進む情報化社会への対応など、新たな行政課題に応じて取り組むべき事務は、質・量ともに拡大しています。

3. 財政上の課題への対応

- 地方分権のもと、市町村が地域の課題に的確に対応し、行政サービスを充実させていくためには、安定した行財政基盤の確保が必要です。
- 国・地方とも財政状況は悪化しており、県内の市町村でも財政力が脆弱な団体が多く、厳しい財政状況にあることから、「行財政基盤の強化」が緊急の課題となっています。

1. 県内市町村の財政状況

ア. 財政力

- 県内市町村の財政力指数[※]は、0.5未満が90市町村と全体の81.1%を占めており、一般的に自主財源が少なく、財政力の脆弱な団体が多い状況です。
- 島内市町村の財政力指数は、0.3以上が1町、0.3未満が9市町村で、財政力が弱いことを表しています。

※ 財政力指数

- ・地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値をいい、地方自治体の財政力を示す指数として用いられます。
- ・算定式 $\text{＝ 基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$
- ・「基準財政収入額」とは、団体が標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等。
- ・「基準財政需要額」とは、団体が、合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要
- ・この率が高いほど、その団体の財政力が強いことを表しています。

財政力指数別市町村数

財政力指数	佐 渡	新 潟 県			全 国
		市	町 村	合 計	
1.0 以上			3	3 (2.7%)	107 (3.3%)
0.5 以上 1.0 未満		10	8	18 (16.2%)	876 (27.1%)
0.3 以上 0.5 未満	1 (10.0%)	8	29	37 (33.3%)	825 (25.6%)
0.3 未満	9 (90.0%)	2	51	53 (47.8%)	1,421 (44.0%)
合 計	10(100.0%)	20	91	111 (100%)	3,229 (100%)

注) 全国の数値は平成9～11年度の平均、市町村の数値は平成11～13年度の平均

イ．財政の硬直化

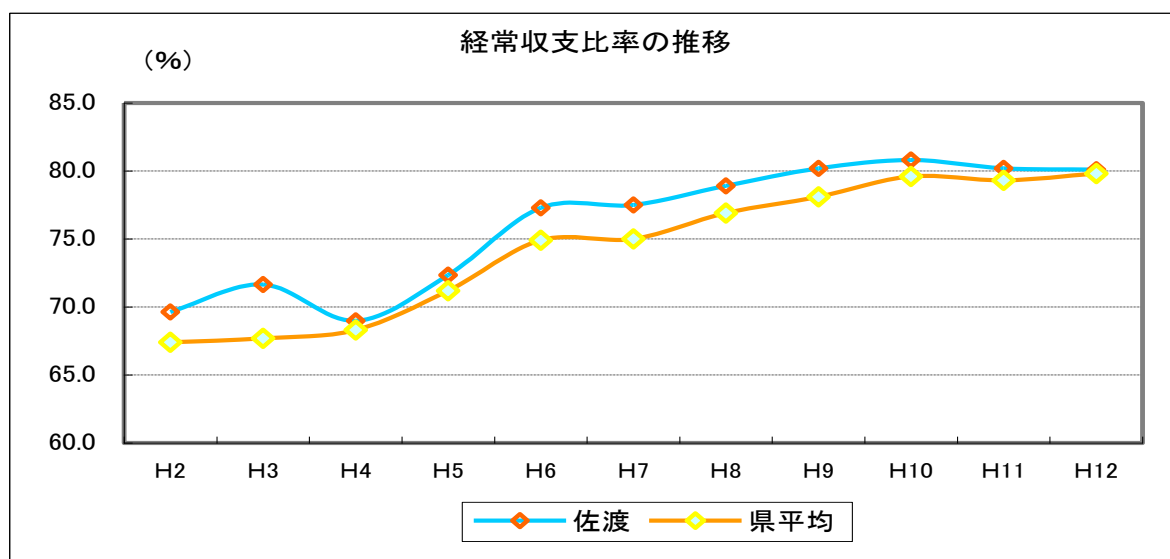
- 市町村の財政状況は一段と厳しくなっており、財政の硬直性を表す「^{※1}経常収支比率」は年々悪化する傾向にあり、社会情勢の変化に対応した柔軟な施策の展開が困難となっています。
- 財政的な負担を意味する「^{※2}公債費負担比率」は、単独事業の活発な実施などにより年々上昇しています。

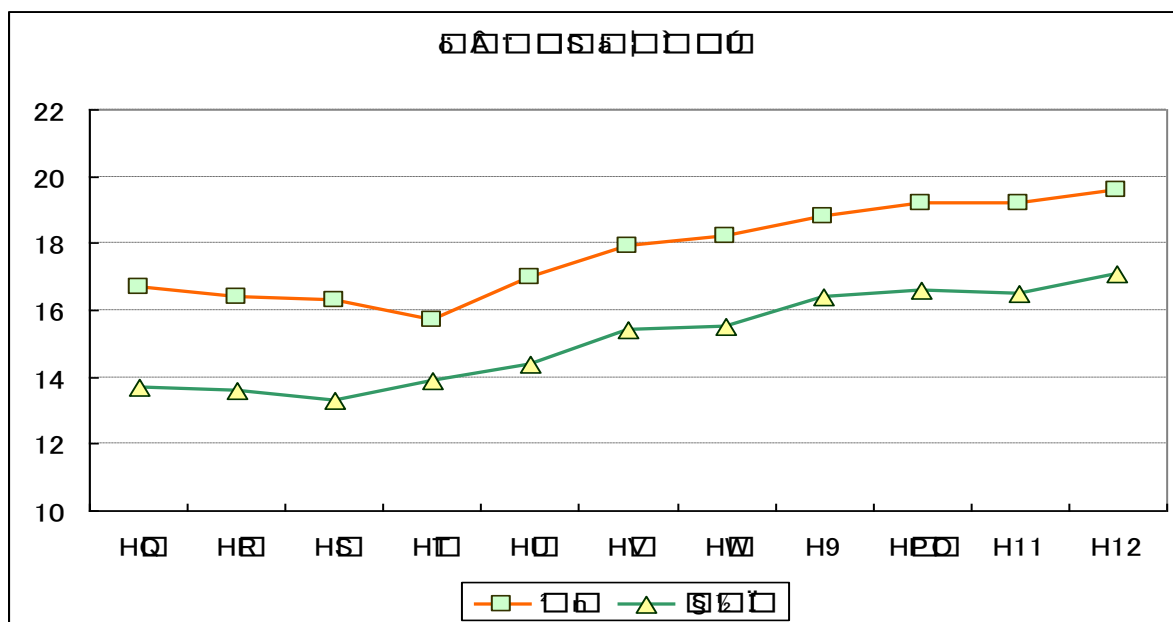
※1 経常収支比率

- ・義務的性格の経常経費に、経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることにより、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられています。
- ・算定式 $= (\text{経常経費充当一般財源の額} \div \text{経常一般財源総額}) \times 100 (\%)$
- ・「経常経費」とは、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費などのうち、毎年持続して、固定的に支出される経費です。
- ・「経常一般財源」とは、普通交付税、法定内普通税、地方譲与税など毎年度連続して、経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されずに自由に使用できる収入です。
- ・「経常収支比率」の上昇は、その団体の財政が硬直化していることを表しています。

※2 公債費負担比率

- ・公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合を見るもので、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示しています。
- ・算定式 $= (\text{公債費充当一般財源} \div \text{一般財源総額}) \times 100 (\%)$
- ・「公債費負担比率」の上昇は、当該年度の公債費償還に充てた一般財源の割合が上昇していることを表しています。





ウ．地方交付税

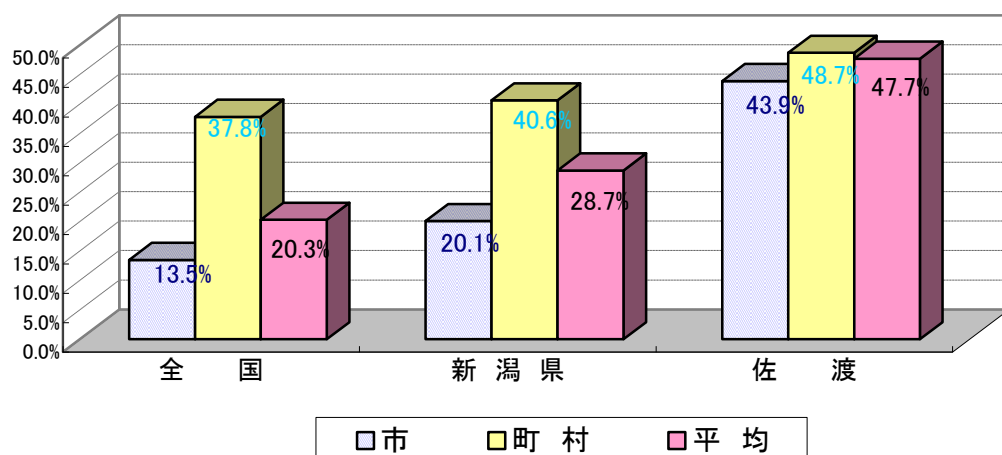
- 本県の市町村は、[※]地方交付税の歳入決算額に占める割合が28.7%（平成12年度決算）と、全国平均の20.3%（平成12年度）を大きく上回り、佐渡島内の市町村についても、47.7%（平成12年度決算）と、県平均をさらに大きく上回っており、財源の多くを地方交付税に頼っていることが分かります。
- 地方交付税の総額は、国税のうち「所得税・酒税・法人税・消費税・たばこ税」の一定割合により確保されますが、近年は、景気の低迷などによって、これらの国税が減少しているため、地方交付税特別会計による借入金などによって補填されている状況です。
- 国の地方交付税特別会計の借入額は、景気低迷による交付税原資（国税）の減少や、増大する地方の行政需要、さらには度重なる経済対策の実施などの影響によって、近年著しく増加しており、この借入金の償還や今後の景気動向などを考えると、現行の地方への交付額、交付基準などが、これまでのとおり維持できるか懸念されており、交付税制度の見直しについて議論されているところです。

※ 地方交付税

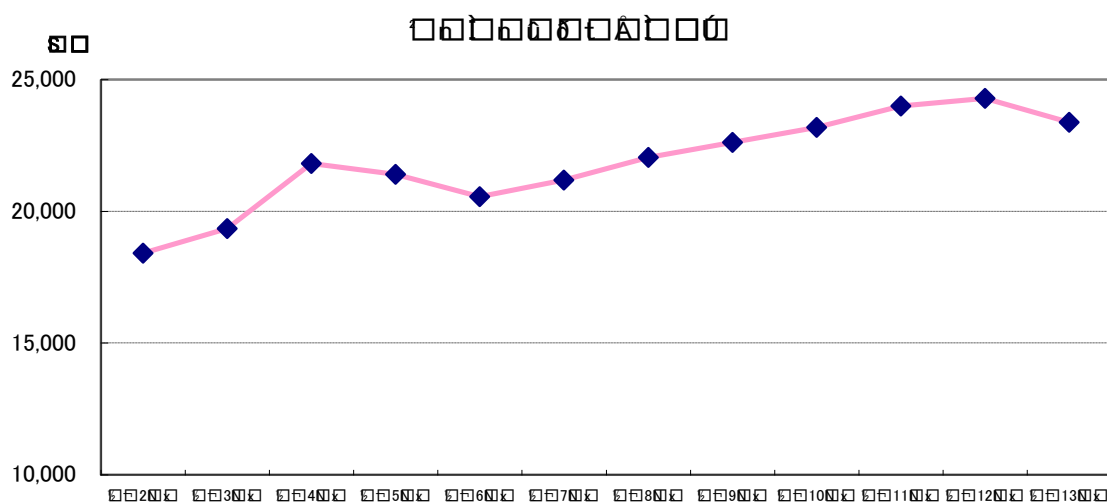
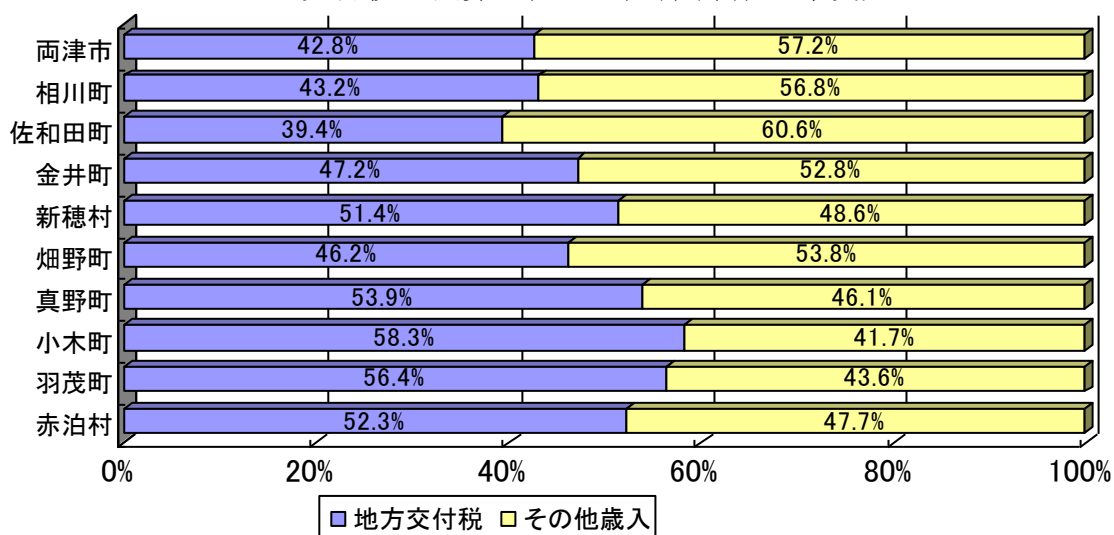
地方自治体の財源の均衡を図り、かつ必要な財源の確保を目的とする制度。

国税である所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合をその総額とし、地方自治体が、標準的な行政を行うのに必要となる経費（基準財政需要額）と、地方税などの一定の収入見込額（基準財政収入額）を算定し、収入見込額が必要経費と比べて不足する場合に、その差額を国が交付しています。

地方交付税の市町村決算額(平成12年度)に占める割合



地方交付税の決算に占める割合(平成13年度)



第3章

佐渡の現状と課題

第3章 佐渡の現状と課題

新市ビジョン検討委員会委員 70 名の皆さんに検討して
いただいた結果を掲載しました。

1. 都市基盤

<交 通>

- 周辺の地域から中央部への移動に時間を要するため、基幹道路の整備を促進するとともに、消防体制と救急医療体制の充実を図り、どの地域に住む人にとっても安心・安全のまちづくりを推進することが必要です。
- 道路の整備は便利さの反面、佐渡らしさ（自然など）が失われることに不安があるので、佐渡らしさを生かした、身体の不自由な人にやさしい（バリアフリー）道路の整備が必要です。
- 車の運転ができない高齢者や身体に障害のある人たちにとって、公共交通機関は大切な交通手段です。車社会の中で孤立することのないよう、島内交通ネットワークの充実が必要です。
- 本土との交通アクセスの利便性の向上と、それぞれの特性を生かした役割分担が必要です。
- 観光客、生鮮食料品、工業製品等の輸送時間の短縮が必要であり、佐渡空港を拡張・整備し、ジェット機の就航により大都市圏との航空ネットワークの形成が必要です。
- 道路の整備も重要であるが、カーフェリー、ジェットフォイルの利便性を図ることも必要です。

<情 報>

- 住民への情報伝達方式の一元化、ネットワークの充実が必要です。
- インターネットの活用により、全国に向けて情報発信することが必要です。

2. 環 境

<消防・防災>

- 消防圏は、15分エリアでの整備が必要です。
- 周辺部に配慮した、消防・防災体制の充実が必要です。
- 消防署、消防団の訓練施設整備が必要です。
- 集会場など避難場所の整備が必要です。
- 土砂災害などの危険地帯が多いため、治水対策を万全にし、災害に強い島づくりが必要です。

＜生活環境＞

- 自然と共生した快適な環境と島の伝統・文化を生かしたまちづくりを推進し、人にやさしい居住環境や生活基盤の整備が必要です。
- 空き缶のポイ捨て・不法投棄の防止対策等、ゴミに対するマナーを積極的に啓発し、ゴミの落ちていない地域づくりが必要です。
- ゴミの減量化、分別収集やリサイクル運動（生ゴミの資源化等）の意識向上を図り、環境に配慮したまちづくりが必要です。
- 産業廃棄物処理施設（特に、最終処分場）の整備が必要です。
- 島内で排出される廃棄物を、島内で有効利用するための施設が必要です。
- 下水道事業の早期整備を図るとともに、下水道計画区域以外の污水対策を積極的に推進し、身近な自然環境の保全を図ることが必要です。
- 生活様式の変化にともない、生活用水の確保対策が必要です。

＜自然環境＞

- 大自然があつてこそ佐渡島である。自然を壊さないよう、開発ではなく整えることが必要です。
- 佐渡らしさを大切に、豊かな自然環境の保全と自然との共生を図ることが必要です。
- 自然環境に対するモラルの向上が必要です。
- 環境に優しい自然エネルギーの活用が必要です。

3. 保健・救急・医療

＜保 健＞

- 健康で生きがいのある暮らしを送るため、生涯を通じた健康づくりの推進と予防医学の普及が必要です。
- 保健衛生や食生活、健康づくりの指導ができるよう、保健センターの充実が必要です。

＜救急・医療＞

- 救急圏（佐渡総合病院等まで）は、30分エリアでの整備が必要です。
- 救急車の到着が遅いなど、遠くの人が不便を感じないよう救急体制を充実し、地域格差の解消が必要です。
- 脳・心疾患などの救急医療体制の強化が必要です。
- 道路の整備や遠隔地にヘリポートを設置するなど、救急搬送体制の充実が必要です。
- 島外に行かなくても良いよう、信頼の高い医療施設を備えた病院が必要です。
- ドクターカーの配備や医療ネットワークの確立等、周辺部の医療体制の充実が必要です。
- 看護学校の充実、看護大学の設置など、医療支援体制の充実が必要です。

4. 福 祉

<高齢者福祉>

- 福祉施設や福祉サービスの地域格差を是正し、高齢者や身体の不自由な人が、どこに住んでも安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- 高齢者は、施設に入れるばかりでなく、健康づくりやシルバー人材センター・老人クラブの活動支援などの生きがいづくりが必要です。（元気老人づくりが必要です。）
- 高齢者世帯に対する巡回訪問など、在宅生活支援策の充実が必要です。
- 量販店が街場に集中し、高齢者が買物に不便を感じている現状への対応策が必要です。

<児 童 福 祉>

- 女性の社会進出や核家族化、就労形態の多様化などに対応した、子どもを安心して生み育てられる環境づくり（経済支援を含む）が必要です。

<地 域 福 祉>

- 社会福祉協議会の充実を図るとともに、民生委員の充実と人員の確保が必要です。
- 地域ボランティア組織の育成と充実が必要です。
- 住民同士の助け合いが減少しているので、お互いに助け合う福祉の意識の高揚を図ることが必要です。

<障 害 者 福 祉>

- 身体の不自由な人を抱えている世帯に対し、バリアフリー住宅などの新築や改築に係る支援策が必要です。
- 障害をもつ人達のための施設の整備促進が必要です。
- 公共施設のバリアフリー化が必要です。

5. 産 業

- 佐渡ブランドの統一と開発を推進し、業種間の連携、行政との連携を図り、離島というハンディキャップを克服することが必要です。
- 本土との交通アクセスを充実し、輸送時間の短縮と利便性の向上による輸送コストの削減が必要です。

<農林水産業>

- 農林水産業は、佐渡の基幹産業なのに、後継者が育たない。
- 地産地消による農・漁業の振興、観光産業との連携が必要です。
- 産業の活性化のため、佐渡ブランドの特産品づくりが必要です。
- 基幹労働者の高齢化が深刻な問題となっています。
- 循環型農業・減農薬・有機農業など、付加価値を向上させる取組みで、佐渡地域でとれる農産物のブランド化が必要です。
- 食材の形状にはこだわらず、作り育てる段階でのこだわりが必要です。
- 農林水産物の島内自給率の割合が低いので、地産地消が必要です。

- 果樹の灌水、ハウス園芸に多量の水が要するため、水資源の確保が必要です。
- トキの野生復帰には、農薬の使用制限などの弊害も考えることが必要です。
- 産物が流通ベースになるには、ある程度の数量のまとまりが必要なため、生産者のグループ化と連携が必要です。
- 林道・作業道の整備促進が必要です。
- 森林技術員・林業担い手などの高齢化と人員不足への対策が必要です。
- 不在村森林所有者の増加による放置森林の増加への対策が必要です。
- 生産・流通等体制整備の遅れのため、効率的に生産された安価な製品等の移入により、地元材の利用が少ない。
- 地元材の生産、加工、流通体制の整備が必要です。
- 給餌を要する養殖は、価格競争の面で容易ではない。
- 栽培・養殖漁業と水産加工業の連携体制が必要です。

＜商工業＞

- 商工業が全般的に衰退しています。
- 経営者の高齢化、後継者不足、大型小売店や専門店の進出に対する対応、銀行の貸し渋りなどの問題があります。
- 島外からの進出店舗により、地元商店街が苦境に立たされています。
- 地場産業の振興を図るため、佐渡独自の産物、土産物等のブランド化による付加価値づくりが必要です。
- 企業に対する行政の支援が不足しており、産業基盤が脆弱です。
- 工業製品は納期を厳守するため、島外への輸送アクセスの充実と時間の短縮、輸送コストの削減が必要です。
- 外貨獲得の手段として、産品のブランド化を図り、高くても売れる製品、特産品づくりが必要です。
- 情報産業は、島外業者の委託によるものが主であるが、雇用の場につなげるような方策が必要です。

＜観 光＞

- 観光客の入込数は平成3年をピークに、以降は減少が続けているが、原因を究明し、解決策を考えることが必要です。
- 観光産業と地場産業との連携が不足している。佐渡の産物（農産物や海産物）の積極的な使用が必要です。
- 佐渡の魅力の掘り起こしや、原石の残る佐渡の魅力を強くアピールすることにより、佐渡らしい観光地づくりが必要です。
- 受入れ側の意識改革と将来を見越したサービスの提供により、リピーターの増加を図ることが必要です。
- 観光の形態も変化しており、「観（み）る」だけの観光から、地域の自然や文化に触れ、交流し、体験する滞在型の観光地としての取り組みが必要です。
- トキを核とした産業の振興が必要です。

6. 定 住

<若 者>

- 若者が意欲をもって働ける、魅力ある職場づくりが必要です。佐渡に住みたいが、職場がなく島外へ出て行く人が多い。
- 島内の若者の定住対策も大事ですが、佐渡に住みたい人を受け入れ、支援することも必要です。（佐渡の自然・環境・人とのふれあいを求めて、移り住んで来る人も多い。）
- 中学校・高等学校の進路指導や保護者の意識改革が必要です。
- 行政は高齢者対策が先で、若者に対する施策が見えてこない。
- 大学の誘致という話も消えてしまったが、佐渡ならではの文化資源を生かした学部構成の専門学校など、設立の検討が必要です。

<人 口>

- 人口の減少を最小限に止め、維持する方策が必要です。
- 若い女性の絶対数が不足しています。（＝嫁不足）
- 結婚相談支援策の充実が必要です。
- 子育ての支援策を充実し、安心して子供が産める環境を整備するなど、少子化対策の積極的な推進が必要です。

7. 教育・文化

<学校教育>

- 児童の減少に対応した学校の統廃合、学区の再編成が必要です。
- 学校の統廃合には、通学などで地域格差が出ないように、配慮することが必要です。
- 児童の学力低下を招かないため、学校週5日制への対応や児童館の充実等、学校教育のあり方について考えることが必要です。
- 心の教育、本物に触れ合う教育が必要です。
- 島外からも若者を呼び込めるような、特色と魅力あふれるカリキュラムが必要です。
- 佐渡ならではの文化・歴史・伝統・自然・環境を生かした学校づくりが必要です。
- 佐渡の特性から、小規模教育が必要です。
- 教育委員会とのコミュニケーションが不足しています。
- 農薬を使わない食材の使用など、学校給食の見直しが必要です。
- 佐渡に高等教育機関（専門学校、短大、四大など）の設立又は高等教育機関との連携、分校的な大学の誘致を図ることが必要です。
- 佐渡独自の文化や歴史を生かした、大学の誘致が必要です。
- 地場産業につながる教育も必要です。

<社会教育>

- 教育・文化活動、社会教育（生涯学習）の充実が必要です。
- あらゆる分野で、才能ある青少年の育成が必要です。
- 「人間の汗の重み」の分かる社会を。
- 社会教育施設（図書館など）を整備し、社会人の受入れ体制を充実するとともに、質の高い各種講座が必要です。
- 健康管理施設（スポーツ等々）の充実が必要です。
- 住民への社会教育情報の伝達方式を一元化することが必要です。

<文 化>

- 芸術・文化を大切に。基金の造成や予算の増額を図ることが必要です。

8. 交流と連携

- 全国や世界との交流を促進するため、スポーツ・芸術・文化等の交流事業を積極的に推進し、ブランドである「佐渡」「トキ」を、全国や世界に向けて情報発信（アピール）することが必要です。
- 佐渡には、古来より様々な有形・無形の伝統文化が残されていますが、人々の価値観が変わりつつある現代、保護しなければ消滅してしまいそうな伝統文化も数多くあります。各地域に残る伝統文化を尊重し、将来にわたり守り育てることが必要です。
- 何事にも人まかせの傾向が強く、住民が主体となった活動が少ない。
合併を契機に情報公開を積極的に進め、住民参加型行政（社会）への移行が必要です。
- いろいろな会議に、もっと女性の参画が必要です。
- 地域コミュニティ（5人組、青年団など）の意識が希薄になっています。
集落の伝統・文化・生活交流の支援とコミュニティ意識の再生が必要です。

9. 行財政運営

- 各市町村の総合開発計画から新市建設計画へ、ゆるやかな移行を図ることが必要です。
- 中心部に偏らず周辺部に配慮した施策と、地域ごとの機能分担を考慮したまちづくりを推進する必要があります。（全ての地域に、同等の施設は要らない。）
- 辺地の解消を図るため、周辺・辺地のあり方、辺地対策に十分な検討が必要です。
- 合併は避けて通れないが、意見が積極的合併と消極的合併に分かれる。
特に後者では、辺地の人たちへの支援（道路、交通、通信などのインフラ整備）が急務である。
これが解決できなければ、過疎にますます拍車がかかり、取り残されてしまう恐れがある。
- 行政サービスの均衡を図るため、ネットワーク基盤を充実し、窓口業務等のオンライン化の強化が必要です。
- 合併を機会に行政をスリム化し、職員の意識改革により効率化、高度化した組織に転換することが必要です。
- 佐渡を一体とした業務体制・組織・専門分野の人材育成が必要です。
- 情報システムを整備し、新庁舎は必要最小限にすることが必要です。
- 地域バランスと地域ごとの機能分担が必要です。

第4章

新市建設の基本方針

第4章 新市建設の基本方針

1. 建設の目標

基本理念

豊かな自然、薫り高い文化
活気あふれる新しい島づくり

目 標

充 実 し た 生 活 基 盤

- 歴史、文化的資源や恵まれた自然環境を背景として、健康・福祉サービスの充実と市民一人ひとりが心豊かな生活を実感できる「ゆとり」と「うるおい」のまちづくりを推進します。

魅 力 あ る 就 業 環 境

- 地場産業の振興と観光産業の育成、佐渡観光のイメージアップと受け入れ態勢の一層の充実を図り、若者が定着する魅力と活力にあふれたまちづくりを推進します。

人 が 輝 く 交 流 促 進

- 様々な分野で市民が主体となり、地域及び都市住民との交流・連携を促進し、住民参加のまちづくりを推進します。

2. まちづくりの方向

新市建設の目標及び基本方針

<現状と課題>

1.都 市 基 盤

2.環 境

3.保健・救急・医療

4.福 祉

5.産 業

6.定 住

7.教 育 ・ 文 化

8.交 流 と 連 携

9.行 財 政 運 営

<目 標>

充 実 し た 生 活 基 盤

健康・福祉サービスが充実した「ゆとり」と「うるおい」のまちづくりを推進します。

魅 力 あ る 就 業 環 境

地場産業の振興、若者の定着する魅力と活力にあふれたまちづくりを推進します。

人 が 輝 く 交 流 促 進

人々との出会い、交流が芽生える住民参加のまちづくりを推進します。

<基本方針>

自然と調和のとれた安全と安心感のまちづくり

- ・適正な土地利用の推進
- ・機能的で秩序ある整備
- ・地域の均衡ある発展

自然と共生するまちづくり

- ・心やすらぐ、成熟社会の実現
- ・エコロジーな島づくり
- ・衛生環境の充実

安全安心のまちづくり

- ・消防・救急・防災体制の充実
- ・交通事故防止対策の推進
- ・防犯体制の充実

健やかで思いやりあふれるまちづくり

- ・豊かで安心した生活
- ・思いやりあふれる生活環境
- ・お互いに支えあう、組織づくりや支援体制の確立

豊かな暮らし、魅力と活力のあるまちづくり

- ・地場産業の連携と地産地消
- ・佐渡ブランドの確立と多面的な情報発信
- ・トキの島としてのイメージづくり

文化を大切に一人ひとりを育むまちづくり

- ・自立心と協調性に満ちた児童生徒の育成
- ・自然遺産や歴史・文化遺産の保全
- ・地域文化・芸術・芸能の育成と支援

住民主役でふれあいとにぎわいのまちづくり

- ・自己決定・自己責任のまちづくり
- ・豊かな交流社会の実現
- ・住民に対する情報公開の推進

スリムで効率的な行財政のまちづくり

- ・地域ごとの機能分担
- ・効率化、高度化した組織への再編
- ・経費の節減と合理化による効率的な財政運営

3. 地域別整備の方針

地域区分は、佐渡の地理的、産業的特性から、大佐渡・国仲・小佐渡の3地域に区分し、それぞれの特性を生かした施策と、これらを有機的に連携する道路及び情報通信ネットワークを構築し、積極的に地域展開を図ります。

大 佐 渡 地 域

- 佐渡の主峰金北山を頂く大佐渡地域は、豊富な樹林が海岸までせまり、その豊かな天然水が日本海に流れ、農林水産業の営みに恵みを供給しています。
- 尖閣湾を代表とする自然的景勝地や金山・奉行所跡などの世界的にも価値のある歴史遺産・大佐渡スカイライン・ドンデン高原などがあります。

- 佐渡を代表する歴史・文化などの観光資源に恵まれた環境の中で、観光産業の拠点を担います。
- 観光と連携した水産物の地元消費への取組みや供給体制を強化し、北の交流地域としての整備を図ります。

国 仲 地 域

- 国仲平野を中心とした国仲地域は、農産物生産の中心であり、その平坦な広がりや島を想像させない広大さを感じさせ、そこで収穫される「佐渡産コシヒカリ」は、全国ブランドとして評価が高いものがあります。
- 両津港を中心とする東部と真野湾に面する西部には、佐渡を代表する商業圏が位置し、今後とも佐渡の発展において中核を担う地域です。
- 国分寺・真野御陵・長谷寺などの歴史遺産が散在しています。

- 佐渡の商工業・農業・漁業など、産業拠点としての都市機能や住環境の整備を図り、島の情報発信基地としての役割を目指します。
- 散在する歴史遺産を広域的、体系的に整備保存し、島民共有の財産として保護・活用を図ります。

小佐渡地域

- 佐渡海峡をはさんで本土に面する小佐渡は、なだらかな山系を形成し、豊富な樹林が海岸にせまる地区と海岸段丘地区で構成され、その温暖な気候に南国の魅力を感じさせる地域です。
 - 本土との最短距離にある赤泊港や、佐渡金山の積出港として栄えてきた小木港は、古くから越佐間における物流の拠点地域であり、関西経済圏等、島外との物流・観光の玄関口としての役割があります。
-
- 温暖な気候を活用したおけさ柿などの果樹栽培や、海洋深層水を利用した産業基地化に向けた施策を推進します。
 - 自然の中でのキャンプ地やマリンスポーツの基地を活用し、体験を中心とした長期滞在型観光地としての整備を図ります。

第5章

建設計画

第5章 建設計画

両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町及び赤泊村の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「建設の基本方針」に基づき「豊かな自然、薫り高い文化活気あふれる新しい島づくり」を基本理念として、新市の総合的かつ計画的な整備を推進します。

このため、次のような施策の展開を図ります。

○充実した生活基盤

1. 自然と調和のとれた安全と安心感のまちづくり

- (1) 交通体系の整備
- (2) 市街地の整備
- (3) 河川・湖沼及び周辺の整備
- (4) 海岸の整備
- (5) 地域情報化基盤の整備

2. 自然と共生するまちづくり

- (1) 自然環境の保全
- (2) 公園・緑地の整備
- (3) 住宅等の整備
- (4) 衛生施設等の整備
- (5) 水道事業の促進
- (6) 下水道事業等の促進
- (7) 新たなエネルギーへの取り組み

3. 安全安心のまちづくり

- (1) 消防・救急・防災対策の充実
- (2) 交通事故防止対策の推進
- (3) 防犯体制の充実

4. 健やかで思いやりあふれるまちづくり

- (1) 予防保健・健康づくりの推進
- (2) 医療体制の充実
- (3) 福祉の充実
- (4) 介護保険への対応
- (5) 年金事業の推進
- (6) 国民健康保険事業の推進

○魅力ある就業環境

1. 豊かな暮らし、魅力と活力のあるまちづくり

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商業の振興
- (3) 工業の振興
- (4) 観光産業の振興
- (5) 新たな産業の育成
- (6) 地域振興拠点の整備

○人が輝く交流促進

1. 文化を大切に一人ひとりを育むまちづくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 地域文化の継承
- (4) スポーツの振興

2. 住民主役でふれあいとにぎわいのまちづくり

- (1) 地域主権
- (2) 住民と行政の協働・パートナーシップ
- (3) 交流
- (4) 男女共同参画

3. スリムで効率的な行財政のまちづくり

- (1) 行政運営の効率化
- (2) 財政運営の効率化
- (3) 行政情報化の推進

1 充実した生活基盤

自然と調和のとれた安全と安心感のまちづくり

- 地域の発展や住民生活の向上に不可欠な基礎的条件の整備は、産業・経済・文化などあらゆる分野に大きな影響を及ぼすため、適正な土地利用を推進します。
- 自然環境や地域固有の歴史・文化などとの調和に配慮しながら、機能的で秩序ある整備を推進します。
- 地域の均衡ある発展を図るため、道路や港湾、空港の整備及び航空路線の誘致を積極的に推進します。

(1) 交通体系の整備

① 幹線道路の整備

- 市街地間や集落間、地域振興拠点地区との連絡を図る道路など、新市の発展に大きな役割を果たす幹線道路の整備を推進します。
- 消防 15 分圏、救急 30 分圏の拡大を目標に整備を図り、安全・安心のまちづくりを推進します。そのため、大佐渡及び小佐渡から国仲へのアクセス改善、無医地区への患者輸送車の配備、周辺部には分遣所（消防支所）の設置と救急車の配備を検討します。
- 道路案内標識の整備を図り、来島者にやさしい道づくりを推進します。

② 生活関連道路の整備

- 住民の生活に密着した生活関連道路は、交通量、公共施設の配置、防災機能、交通安全対策などに配慮しながら年次的、計画的に整備を推進します。
- 歩行者の安全性に配慮した歩道整備を推進します。

③ 港湾の整備

- 地域振興の基礎的条件としての港湾整備を促進し、大都市圏等、島外との交流の拡大、住民生活の向上、産業・経済の活性化を図ります。
- 両津港・小木港は、佐渡の玄関口としての機能の充実を図ります。
- 赤泊港・二見港は、特色を生かした整備を図ります。

- （・赤泊港：本土との最短航路
- （・二見港：島内の電力エネルギー及び建設資材の基地

④ 空港の整備

- 大都市圏からの直行便の就航を目指し、ジェット機等の就航が可能となる佐渡空港の滑走路延長計画の事業化に取り組みます。
- 既存の佐渡－新潟航空路の利用促進や大都市圏からの需要の拡大に努め、大都市圏との新たな航空路の開設を目指します。

⑤ 公共交通機関の確保

- 交通弱者や学生などの交通手段として、引き続き公共交通機関の維持存続を図ります。
- スクールバスや福祉・医療バスなどとの連携を含め、より生活実態に応じた効率的、効果的な交通体制の確保を図ります。

(2) 市街地の整備

- 都市計画の基本理念に基づき、安全で快適な居住空間を確保するために「用途地域」を指定し、秩序ある整備と都市的魅力の向上を目指します。
- 市街地が形成されている地域は、その居住環境の維持向上に努めます。
- 市街化が進むと予想される地域は、自然環境に配慮した、公園・緑地などの整備を促進し、居住環境の向上に努めます。

(3) 河川・湖沼及び周辺の整備

- 洪水災害や土砂災害から住民の生命や財産を守る施設の整備に当たっては、自然の生態系に配慮した整備を推進します。
- 自然環境や水辺環境に配慮し、親水性を高めた整備・改善を推進します。

(4) 海岸の整備

- 波浪による侵食・越波被害防止のため、自然や景観に配慮し、人工リーフなどを活用した海岸保全施設の整備を推進します。
- 老朽化及び沈下が進んでいる既存施設の活用・改良に努めます。
- 観光資源・レクリエーション・スポーツなど、海岸周辺の多面的な利用を考慮し、景観に配慮した施設の整備・改良改善を推進します。

(5) 地域情報化基盤の整備

- 情報化戦略として光ファイバーなどの高度情報化基盤の整備を図ります。
(電子自治体、行政間ネットワーク、高速インターネット通信網、医療の情報網など)

- 情報化社会に対応した情報施設の整備を計画的に推進し、地域間格差の是正につながるよう、安全、教育、福祉などの各種生活関連情報を双方向でつなぐシステム（CATVを含めた情報施設など）の構築を図ります。
(地域気象情報、災害時の緊急情報、保健・医療情報、生涯学習情報など)

【具体的施策】

施 策 区 分	主 な 事 業 の 概 要
交通体系の整備	・道路整備事業（稲鯨1号線）の促進 ・道路整備事業（沢根幹線1号） ・道路整備事業（八幡127号線・豊田23号線） ・道路整備事業（金井8号線） ・道路整備事業（加茂幹線2号線）の促進 ・道路整備事業（相川169・177号線） ・道路整備事業（相川202号線） ・道路整備事業（二宮幹線5号） ・道路整備事業（二宮幹線6号）の促進 ・道路整備事業（二宮幹線6号） ・道路整備事業（二宮幹線8号） ・道路整備事業（八幡幹線3号）の促進 ・道路整備事業（金井尾花4号線） ・道路整備事業（金井尾花9号線） ・道路整備事業（金井10号線）の促進 ・道路整備事業（金井尾花18号線） ・道路整備事業（新穂・北方1号線）の促進 ・道路整備事業（瓜生屋・大野49号線） ・道路整備事業（下新穂4号線） ・道路整備事業（外城・北野畑線） ・道路整備事業（峠・河内線） ・道路整備事業（梅ノ木・横大道線） ・道路整備事業（宮川中央線） ・道路整備事業（郷・久保線） ・道路整備事業（金丸50号線） ・道路整備事業（新町活性化道路1号線） ・道路整備事業（新町活性化道路2号線） ・道路整備事業（新町活性化道路3号線） ・道路整備事業（豊田42号線） ・道路整備事業（浜中21号線）の促進 ・道路整備事業（浜中21号線） ・道路整備事業（大小72号線） ・道路整備事業（大倉谷90号線） ・道路整備事業（田切須12号線） ・道路整備事業（笹川42・44号線） ・道路整備事業（井坪線）の促進 ・道路整備事業（寺下線） ・道路整備事業（江積線）の促進 ・道路整備事業（山中線） ・道路整備事業（徳和102号線）の促進 ・道路整備事業（下川茂23号線） ・道路整備事業（河原田八幡線） ・道路整備事業（3-6-7城址公園線）
市街地の整備	・やすらぎの森公園整備事業 ・相川街なみ環境整備事業 ・赤泊街なみ環境整備事業

海岸の整備	・北狄漁港海岸保全施設整備事業 ・高瀬漁港海岸保全施設整備事業 ・相川漁港海岸保全施設整備事業 ・片辺漁港海岸保全施設整備事業 ・真野漁港海岸環境整備事業 ・亀脇漁港海岸保全施設整備事業(侵食) ・赤泊漁港海岸保全施設整備事業
地域情報化基盤の整備	・情報化推進ネットワーク整備事業

【県事業】

施策区分	主 な 事 業 の 概 要
交通体系の整備	・道路整備事業（一般国道350号：両津バイパス）の促進 ・道路整備事業（一般国道350号：国仲バイパス）の促進 ・道路整備事業（一般国道350号：大小～大倉谷） ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：外海府海岸南道路）の促進 ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：外海府海岸北道路）の促進 ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：内海府海岸北道路） ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：内海府海岸道路）の促進 ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：東海岸道路）の促進 ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：前浜北道路）の促進 ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：前浜南道路）の促進 ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：小木半島道路）の促進 ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：小木半島外岬道路） ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：亀脇椿尾道路） ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：沢根拡幅）の促進 ・道路整備事業（主要地方道佐渡一周線：沢根炭屋～質場） ・道路整備事業（主要地方道両津真野赤泊線：川茂峠道路）の促進 ・道路整備事業（主要地方道佐渡縦貫線：小佐渡縦貫道路）の促進 ・道路整備事業（主要地方道佐渡縦貫線：小佐渡縦貫大崎道路） ・道路整備事業（主要地方道佐渡縦貫線：大佐渡縦貫道路） ・道路整備事業（一般県道多田皆川金井線：小倉峠道路）の促進 ・道路整備事業（一般県道金井畑野線：千種） ・道路整備事業（一般県道金井畑野線：千種～畑野） ・離島街路事業（一種改築）（3・4・8窪田沢根線） ・一般国道350号特定交通安全施設等整備事業 ・一般県道金井新穂線特定交通安全施設等整備事業 ・二見港港湾改修事業（地方港湾） ・小木港港湾環境整備事業
河川・湖沼及び周辺の整備	・新保川総合開発事業（生活貯水池（再開発）事業）
海岸の整備	・窪田海岸環境整備事業 ・真野長石海岸環境整備事業 ・羽茂素浜海岸環境整備事業 ・両津港海岸保全事業（侵食対策） ・赤泊港海岸保全事業（高潮対策）

自然と共生するまちづくり

- 島の自然環境を生かした、心やすらぐ成熟社会を目指し、住民一人ひとりが健康で、心の豊かさを実感できる生活環境の整備や保全を推進します。
- 自然と経済の調和のとれた社会を目指した、環境循環型でリサイクル性が高い、エコロジーな島づくりを推進します。（エコアイランドの推進）
- 住民・企業・行政が連携し、衛生環境の充実と整備を推進します。

(1) 自然環境の保全

- 佐渡の自然と生態系を守る、ノーカー保護区域の設定を検討します。
- 空き缶のポイ捨て、山間地への不法投棄防止策を積極的に推進するとともに、罰則規定を盛り込んだ環境基本条例の制定を検討します。
- 佐渡の特性を生かした、身近な自然環境の保全に努めます。
- 豊かな自然（「きれいな水」「きれいな空気」「美しい緑」）の保全と共生、エコロジー意識の向上を図ります。
- 産業活動と生活環境との連携を図ります。
- 環境ボランティアグループとの連携と幼児期からの環境教育を推進します。

(2) 公園・緑地の整備

- 自然と共生した快適な環境と、島の伝統・文化を生かしたまちづくりを推進します。
- 花いっぱいのかきれいな島づくり運動と、緑化意識の向上を図るイベントなどの開催を推進します。
- 恵まれた自然環境を見直し、住民や島外から訪れる人々に憩いと潤いの場の創出を図ります。
- 身近にある地域特性を生かした、史跡公園、森林公園、農村広場、朝日・夕日の海辺、山菜公園などの整備を図ります。

(3)住宅等の整備

- 人にやさしい、地球にやさしい居住環境の整備を図るとともに、災害に強い住まいづくりを促進します。
- 高齢者住宅のバリアフリー化、新築・改築に対する融資・補助の充実を図ります。
- 多様化する就労形態や高度化する生活様式に対応した住宅建設や宅地造成などの整備を図ります。
- 将来持ち家となる住宅制度の検討や、若者、U・Iターン者向けの島の伝統文化を生かした住宅建設を推進します。
- 自然に囲まれた空き家などに対する対策として、佐渡の民家を意識した改修工事の推進や補助体制の確立を図り、島外に向けての情報発信を検討します。

(4)衛生施設等の整備

- 環境共生型エコアイランドの構築を目指し、I S O（環境配慮の国際基準 1 4 0 0 1）認証取得やグリーン購入を推進するとともに、専門課（例；生活環境課など）の設置を検討します。
 - 家庭や企業単位でのごみ減量化、徹底した分別収集、リサイクル運動などの活動を推進します。さらには住民・企業・行政が連携して環境循環型社会を目指し、環境に配慮したまちづくりを推進します。
- 生産-----消費-----回収-----再資源-----再生産**
- リサイクル運動の一環として、生ゴミ等の有機肥料化の取り組みを支援します。
 - 循環型社会の実現に向け、島内で排出される廃棄物を島内で有効利用するためのリサイクルセンターの設置を検討します。
 - 山間地、海、河川などへの無秩序な不法投棄の防止施策を推進します。
 - 不燃物や粗大ごみなどの一般廃棄物、及び産業廃棄物の処理体制の充実促進を図ります。
 - 産業廃棄物の減量化を進めるとともに、排出された廃棄物は他の産業の原料として活用するなど、島全体の廃棄物をゼロにする取り組み（ゼロ・エミッション）を検討します。
 - 廃止された焼却施設や廃棄処分場跡地を、安全かつ適正に整備し、環境汚染の防止に努めます。
 - 計画的な下水道の整備を図るとともに、浄化槽の維持管理の指導体制を強化し、海・河川・農業用水路などの水質保全や汚濁防止に努めます。

(5) 水道事業の促進

- 安全で、おいしい水の供給に努めます。
- 増大する水需要に対応できる、水源の確保に努めます。
- 小規模水道・小規模簡易水道の統廃合、老朽施設・配水管の計画的な更新や他の水需要との調整、安定供給に努めます。
- 上水道・簡易水道・小規模水道の経営統合などについて検討し、島全体の水道の広域化を目指します。

(6) 下水道事業等の促進

- 住みよい生活環境と美しい島を実現するため、公共下水道事業や農業集落排水事業・漁業集落排水事業など、地域に適した処理施設整備の推進と事業の早期完成を目指します。
- 公共下水道への加入促進を図るとともに、整備区域外については、合併処理浄化槽の普及を推進します。

(7) 新たなエネルギーへの取組み

- 離島という佐渡の特殊性を生かし、環境にやさしい島づくりを推進します。
- 佐渡に潜在する環境にやさしい波力・風力・太陽光等の自然のクリーンエネルギーの活用を図りCO²を減らす取り組みを推進します。

【具体的施策】

施 策 区 分	主 な 事 業 の 概 要
公園・緑地の整備	・相川公園整備事業 ・相川都市計画公園事業
水道事業の促進	・前浜簡易水道再編推進事業 ・両尾・羽二生簡易水道再編推進事業 ・相川上水道水道管路近代化推進事業（石綿セメント管更新） ・相川上水道遠距離導水等施設整備事業 ・高千・北部地区簡易水道再編推進事業 ・石花簡易水道生活基盤近代化事業（基幹改良） ・沢根地区簡易水道生活基盤近代化事業 ・二宮地区簡易水道生活基盤近代化事業 ・新穂地区簡易水道生活基盤近代化事業 ・畑野・小倉地区簡易水道再編推進事業 ・小木町簡易水道生活基盤近代化事業 ・沢崎地区水道未普及地域解消事業 ・羽茂地区簡易水道生活基盤近代化事業 ・赤泊地区簡易水道再編推進事業
下水道事業等の促進	・両津市公共下水道事業 ・相川町特定環境保全公共下水道事業 ・佐和田町公共下水道事業 ・金井町特定環境保全公共下水道事業 ・新穂村特定環境保全公共下水道事業 ・畑野町特定環境保全公共下水道事業 ・真野町特定環境保全公共下水道事業 ・小木町特定環境保全公共下水道事業 ・羽茂町特定環境保全公共下水道事業 ・赤泊村特定環境保全公共下水道事業 ・農業集落排水事業（笹川地区） ・農業集落排水事業（川茂地区） ・内岬漁港漁業集落環境整備事業（深浦地区） ・内岬漁港漁業集落環境整備事業（強清水地区） ・内岬漁港漁業集落環境整備事業（沢崎地区） ・江積漁港漁業集落環境整備事業（江積・田野浦地区）

【県事業】

施 策 区 分	主 な 事 業 の 概 要
自然環境の保全	・国立・国定公園等施設整備事業（大佐渡）

【事業主体については、平成２６年度から佐渡市に移管】

施 策 区 分	主 な 事 業 の 概 要
下水道事業等の促進	・国府川流域下水道事業

安全安心のまちづくり

- 住民が安心して住み続けられ、また、住み続けたいと思うまちづくりを推進します。
- 住民参加による安全安心のまちづくりを推進します。
- 防犯組織の強化を図り、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進します。

(1) 消防・救急・防災対策の充実

- 洪水災害や土砂災害等から住民の生命を守るため、危険箇所の点検・把握と防止施設の整備を推進します。
- 複雑多様化する各種災害に適切に対処できるよう、施設・設備・組織体制を充実するとともに、震災・特殊災害など大規模災害に対する防災体制の確立を図ります。
- 災害時に迅速な情報と避難連絡の取れる防災行政無線の整備と併せ、コミュニティFMラジオ放送局等の情報発信施設の整備を検討します。
- 患者や被災者を搬送するためのヘリポートの整備を推進し、高度な医療機関と連携した救急・救助体制の充実により、救命率の向上を図ります。
- 災害・事故などに対する救急体制の整備充実に努めるとともに、住民の安全教育・防災訓練を実施し、安全・危機管理・防災意識の高揚を図ります。
- 近隣市や姉妹都市などとの相互援助協定により、災害時の広域連携の充実強化を図ります。
- 出動から現場到着まで 15 分以内で対応できるよう道路や消防施設・設備の整備を推進します。特に救急業務については、現場到着から医療機関収容までの間に救命処置が的確に行えるよう救急隊員の質の向上、高規格救急自動車の整備、高度救命処置用資器材の整備及び救急救命士の養成を推進します。
- 島内医療情報を一元化し、医療機関相互（公営・民間とも）の連携により、救急に対する即応体制の整備を推進します。
- サラリーマン団員・女性消防団員等の活動環境の整備を図り、消防団の充実強化を推進します。

(2) 交通事故防止対策の推進

- 交差点など交通事故多発地帯での交通事故防止対策を推進するとともに、シートベルト・チャイルドシート着用の徹底を図ります。
- 交通事故を防止するため、基幹道路をはじめ支線にいたるまで、安全な交通環境の確保と、歩行者の安全性を配慮した歩道整備を推進します。
- 家庭・学校・職場などの幅広い年齢層にわたり、交通安全意識や交通マナーの啓発・高揚に努めます。
- 関係機関・団体との連携のもとに、市民参加型の広報・啓発・交通安全教育などを実施し、安全で安心して生活できる交通安全社会の確立を目指します。

(3) 防犯体制の充実

- 関係機関・団体と連携し、地域の実情に応じた防犯意識の高揚を図るとともに、地域における安全活動の充実強化に努めます。
- 防犯講習会の開催や自治防犯会長などの制度を活用し、地域の自主的な防犯活動の機能強化に努めます。

【具体的施策】

施策区分	主 な 事 業 の 概 要
消防・救急・防災対策の充実	・消防防災施設等整備事業（本部庁舎・訓練塔） ・消防防災施設等整備事業（分遣所） ・消防通信施設等整備事業（消防無線） ・高規格救急自動車導入事業 ・防災行政無線整備事業 ・海府幹線3号線災害防除事業

【県事業】

施策区分	主 な 事 業 の 概 要
消防・救急・防災対策の充実	・災害防除事業（主要地方道佐渡一周線の促進） ・災害防除事業（主要地方道佐渡縦貫線の促進） ・国府川水系河川改修事業 ・離島通常砂防事業（蛸川地区） ・特定緊急砂防事業（濁川地区） ・離島通常砂防事業（松尾沢川地区） ・離島通常砂防事業（境川地区） ・離島地すべり対策事業（椎泊谷平地区） ・離島地すべり対策事業（長坂羽田地区） ・離島地すべり対策事業（赤泊地区） ・急傾斜地崩壊対策事業（小木町東地区）

健やかで思いやりあふれるまちづくり

- 少子高齢化の進展や核家族化などの社会変化に対応した、豊かで安心して生活できるまちづくりを推進します。
- 保健・福祉施設整備や保健・福祉サービスの充実、健康づくりを積極的に推進し、保健・医療・福祉が一体となった、思いやりあふれる生活環境づくりに努めます。
- 行政と民間福祉団体・住民が協力して、地域の福祉を充実できる組織づくりや支援体制の確立を図ります。

(1) 予防保健・健康づくりの推進

- 元気で長生きするため、「健康寿命」の延伸に視点をおき、健康に関する個人情報データを一元化し、生涯を通じた健康管理の総合システム化を推進します。
- 健康で安心して生活できる社会を実現するため、地域活動拠点施設を整備し、保健衛生や食生活の指導、健康づくりの意識啓発を図ります。
- 専門職による保健指導の充実強化を図ります。
- 疾病予防対策としては、早期発見・早期治療が重要であり、人間ドックや各種健(検)診の充実など予防保健の推進・強化に努めます。

(2) 医療体制の充実

- 医療の地域間格差の解消を図り、どこに住んでいても安心して生活できるよう、救急医療体制の強化に努めます。
- 遠隔地の高齢者や障害のある人たちなどに対する、通院や福祉施設への輸送バスなどの運行サービスを検討します。
- 高規格救急車の配備及び救急救命士の増員を図るとともに、医療施設の充実と機能分担、特殊専門病院（脳・心疾患など）の整備を推進します。
- 遠隔地における医療サービスの地域格差を解消し、行き届いた医療を受けられるよう、医療ネットワーク（病院と診療所、病院と病院の連携強化）を確立するとともに、遠隔地診療、画像診断などの高度医療の確保を図ります。
- 医療技術者の養成等、医療支援体制を強化するため、看護学校等の医療教育機関の整備充実を図ります。

- 高齢者介護・痴呆性老人・精神障害者・知的障害者・身体障害者に柔軟に対応できるよう、^{※1}グループホーム・^{※2}福祉ホームB型などの施設を設置するとともに、効率的で、かつ、利便性の高い保健・医療・福祉サービスの提供を図るための体制づくりに努めます。

※1 グループホーム

障害のある人たちが、世話をする人とともに、少人数で共同生活する住宅。利用者が、家庭的環境で日常生活を送ることを目指します。

※2 福祉ホームB型

精神症状が安定していても、日常生活で一定の介助が必要な精神障害者を受け入れる居住施設。管理人一人で足りる通常の福祉ホームに加え、指導員3人を置く。精神病院に併設している場合もある。

○島内医療コントロール

佐渡島内における医療施設間の連携を図るため、新市において医療計画を策定し、医療ネットワークの確立に向けた医療センターの設置について検討します。

- ・島内医療の完結を目指して、各医療機関の機能分担を進め、人材の有効利用(専門医師派遣等)の促進と内容に応じた財政支援を図ります。

○国・県への働きかけ

- ・厚生労働省へ：高齢・過疎・少子社会に加えて、高度医療受診率、独立した医療圏である佐渡を『日本の30年先の医療・保健・介護のモデル地区』として、指定(活用)を働きかけます。
- ・新潟県へ：県立病院がない佐渡は、県の財政支援(一般会計からの補助)にあずかれず、県立病院がある地域に比べ、長年にわたり格差が生じているためその解消を働きかけます。

(3)福祉の充実

- 福祉施設の拡充を図るとともに、住民同士がお互いに助け合い、支えあう福祉の意識の高揚を図り、住民が安心して暮らせる福祉社会の実現を目指します。
- 高齢者や障害のある人たちの、自立と社会参加を基調とした施策を推進します。
- 行政と地域住民とのパイプ役としての民生児童委員活動は重要であり、さらなる充実強化を図ります。
- 社会福祉協議会の一層の充実強化と、ボランティア、福祉関係団体などの福祉活動を支援します。
- 公共施設の^{※1}バリアフリー化を推進します。

※1 バリアフリー

障壁がないこと。特に高齢者、身体に障害のある人たちの日常生活に妨げとなる障壁を取り除くこと。

①児童福祉の向上

- 女性の社会進出や核家族化、就労形態の多様化など、環境の変化に対応した児童福祉施設の充実を図り、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進します。
- 放課後児童の健全育成のため、児童館などの施設の整備充実を図ります。
- 多様化する保育ニーズに合わせ、乳児保育や長時間保育、学童保育、障害児保育などを積極的に取り入れ、保育サービスの拡充を図ります。
- 少子化により定員割れの現象が生じている保育施設の適正配置や、子育て支援施策などを総合的に推進します。

②高齢者福祉の向上

- 高齢者が要介護状態とならないよう、生きがいと健康づくりなど福祉増進のための諸施設の整備を図り、元気な高齢者づくりを推進します。
- 在宅介護支援センターや高齢者の活動拠点としての地域福祉施設・保健センターなどの整備・充実を図ります。
- 安心して老後を暮らせるよう、健康と医療、在宅及び施設における介護サービスの充実などの、きめ細かな支援対策を積極的に推進し、地域ぐるみで高齢者福祉体制の確立を図ります。
- 高齢者特有の疾病予防対策として、各個人の生活習慣や生活環境に合わせた、生きがいと健康づくりを推進します。

- 佐渡シルバー人材センターや老人クラブなどの活動を支援し、住み慣れた地域で生き生きと生活できる環境づくりを推進します。
- 高齢者住宅（バリアフリー住宅）の新築、改築に対する融資などの支援策を検討します。

③障害者（児）福祉の向上

- ^{※2}ノーマライゼーションの理念を踏まえ、歩道の段差の解消、盲人用信号機の設置などの社会環境の整備や、公共施設のバリアフリー化を推進します。

※2 ノーマライゼーション

高齢者や障害者が社会的差別を受けることなく、日常生活を営めることが通常の社会であるという福祉の理念

- 社会復帰のための障害者授産施設などの整備拡充と在宅援護サービスの充実に努め、障害のある人たちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 障害のある人たちの社会参加を促進するため、専門職員による支援体制の強化を図ります。
- 知的・身体・精神障害者のためのグループホームや生活訓練施設の整備を図ります。

④母（父）子福祉の向上

- 地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを推進します。
- ひとり親家庭の多くが社会的・精神的・経済的にも不安定であることから、健康で文化的な生活を営みつつ、生活の安定が得られるよう、自立するための相談・支援体制の充実を図ります。

⑤低所得者福祉の向上

- 民生児童委員と連携して生活保護世帯をはじめ、低所得者世帯の経済的自立と生活意欲の助長に努めます。
- 生活の安定を図るため、各種の更生援助に関連する諸制度、施策の有効的な活用を図り、積極的な社会参加への自立意欲の高揚に努めます。

(4)介護保険への対応

- だれでも気軽に相談できる体制づくりとケアマネージャーの充実を図り、多様化する介護ニーズに対応した、高密度の給付サービスを確保します。
- 高齢者世帯の巡回訪問等、在宅生活支援策の充実を図ります。
- 介護を必要とする人が安心して介護が受けられるよう、また家族介護の負担が大きくなるよう、保険料の適正な賦課や収納率の向上を図り、介護保険事業の健全な運営に努めます。
- デイサービスセンター・グループホームなどの在宅介護サービスや特別養護老人ホーム・老人保健施設などの介護施設サービスの適正配置と各施設の充実を図り、新市全体に均衡あるサービスの提供ができるよう整備を推進します。

(5)年金事業の推進

- 年金制度の主旨や重要性等の広報を行い、加入促進を図ります。
- 専門職員を配置し、各種年金制度の相談体制の充実を図ります。

(6)国民健康保険事業の推進

- 国民健康保険制度の啓発に努め、保険税の適正な賦課や収納率の向上及び医療費の適正化を図り、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。
- 住民に対する総合的な保健指導と、生きがい、栄養、運動、休養などを通じた健康づくりを積極的に推進し、健康の保持増進を図るとともに、疾病に対しては、早期発見・早期治療による医療費の抑制に努めます。

【具体的施策】

施 策 区 分	主 な 事 業 の 概 要
予防保健・健康づくりの推進	・保健センター建設事業
医療体制の充実	・患者輸送車買替事業（ノンステップバス）
福祉の充実	・総合福祉会館建設事業 ・公立保育所建設事業 ・公立保育所改修事業 ・児童館建設事業 ・児童福祉施設等整備事業 ・在宅介護支援センター・老人福祉センター整備事業 ・金泉保育所デイサービス施設建設事業 ・障害者通所授産施設整備事業 ・精神障害者生活訓練施設・地域生活支援センター整備事業 ・精神障害者福祉ホームB型建設事業 ・精神障害者小規模通所授産施設整備事業
介護保険への対応	・特別養護老人ホーム建設事業 ・老人デイサービスセンター建設事業 ・痴呆性高齢者グループホーム建設事業

2 魅力ある就業環境

豊かな暮らし、魅力と活力のあるまちづくり

- 産業基盤の整備充実を図るとともに、担い手の育成に努め、若者が定住しやすい環境づくり、雇用促進のまちづくりを推進します。
- 農林水産業を中心とした地場産業の連携促進と地産地消を推進します。
- 環境を生かし、地域色豊かな産業の展開を図ります。
- 観光産業が佐渡の活性化にとって主要な柱であると位置付け、総合的な対策を推進します。
- 佐渡ブランドの確立を図り、多面的な情報発信に努めます。
- 本土との交通アクセスを充実し、輸送時間の短縮及び利用者の利便性の向上を図ります。
- トキの棲む島としてのイメージづくりと、トキに関連する付加価値産業の育成に努めます。

(1) 農林水産業の振興

○農林水産業は、佐渡の基幹産業として重要な位置を占めています。一次産業はもとより他産業との連携を図り、戦略的、効率的な産業の振興を図ります。

① 農 業

- 農道・用排水路・圃場整備などの基盤整備と併せ、優良農地、農業用水の確保など、生産性の高い農業の確立を図ります。
- 認定農業者をはじめとした担い手農家や生産組織の育成を図ります。
- 稲作を基幹とし、果樹・野菜など市場性の高い作物や畜産との複合経営を推進します。
- 地場産品の普及拡大と自給率を高めるため、関係機関・団体等と連携した地産地消を推進します。
- 都市との交流を促進し、都市と島内消費者団体との連携・交流を深める中で、生産者と消費者の身近な流通システムの確立を図ります。
- 農業協同組合等との連携を図り、特産品開発の支援や施設園芸等の育成を図ります。

- 有機農法や減農薬、減化学合成肥料農法などの環境保全型農業、食の安全に配慮した環境に優しい農業への取り組みを推進します。また、航空防除については、環境への影響を考慮し実施区域を検討します。
- 新規就農者や農業研修生等の受入れ態勢の整備を図ります。

②林 業

- 間伐材の活用、林産物の生産、環境保全、水源涵養など、多様な機能を持つ森林資源の整備・活用を図るため、林道はじめ林業施設の整備を図ります。
- 森林組合などの組織整備を図り、生産基盤の充実と林業の活性化を推進します。
- 特用林産物の生産振興や新たな特産品開発を支援します。
- 荒廃林地の整備を推進し、山・川・海の環境連鎖の保全に努めます。
- 松くい虫被害の予防・駆除及び枯木・倒木の早急な処理を図ります。

③水産業

- 漁業生産活動の基盤となる漁港整備を促進します。
- 栽培放流漁業や漁場造成事業などの増養殖型漁業を促進し、漁業経営の安定化を図ります。
- 漁業協同組合などの生産組織と連携し、水産加工による高付加価値製品の生産を推進します。
- 海洋深層水を利用した特産品の開発を推進します。
- ふれあい漁港、海の駅等の交流施設の整備を推進します。

(2)商業の振興

- 地域景観に配慮し、地域の特性を踏まえ、個性的、伝統的な地域文化を生かした魅力的な商店街づくりを推進します。
- 多様化する消費者ニーズに対応するため、インターネットなどの高度情報通信を活用した新たな産業を支援します。
- 商店街のバリアフリー化を推進します。
- 中心市街地活性化事業を実施し、併せて^{※1}TMO活動への支援を図ります。

※1 TMO

商店街や中核的商業施設の整備などを推進する事業を、運営・管理する機関

(3) 工業の振興

- 地場資源（農林水産物）を活用した製造業などの、一層の振興を図ります。
- 観光産業や関係機関との連携・情報収集活動を強化し、新製品の開発とブランド化を支援します。
- 優良企業の誘致に努めるとともに、「焼きもの」「竹細工」などの伝統産業の技術と近代産業の高度な技術との融合を図り、個性豊かな製品の開発や新規産業の育成を支援します。

(4) 観光産業の振興

- 行政と民間が一体となって、宣伝、受入れ態勢、接客等、全般にわたって、抜本的な対策を推進し、新しい方向を目指します。
- 当面の振興策として、平成 16 年を新観光元年と位置付けて、一元的な宣伝、諸行事の継続、サービス期間の設定等によって、回生を図ります。
- 佐渡の恵まれた自然・文化・歴史・産業等の地域資源を有効に活用し、質の高い魅力ある観光地づくりを推進します。
- 体験・交流・保養施設の充実と滞在型観光施設の整備、多様な観光ルートの開発、農林水産業等の地場産業との連携など、受入れ態勢の整備を図ります。
- 観光地の美化対策など、きめ細かいサービスに取り組み、佐渡観光のレベルアップとイメージアップを図ります。
- 佐渡観光をさらにアピールするため、インターネットなどを通じて、島内外への積極的な情報発信を図ります。
- 観光客にも分かりやすい観光案内や道路標識の設置を図ります。
- 緊急医療施設（病院等）の施設情報や P R に努めます。
- マリンレジャー基地の整備を促進し、海洋スポーツの振興を図ります。

(5) 新たな産業の育成

- 行政が島外に委託している事務処理等を島内委託にできるような産業（情報処理等 I T 関連企業）の育成を支援し、雇用の拡大を図ります。

(6) 地域振興拠点の整備

- 地域の特性を生かした物流・観光・交流拠点の整備を計画的に推進します。
- U・Iターン者の受入れ、研修教育機関の整備等により、若者定住の条件整備を推進します。
- 国際的視野に立ち、日本のみならず世界をも視野に入れた情報発信拠点の整備を推進します。

【具体的施策】

施 策 区 分	主 な 事 業 の 概 要
農林水産業の振興	・ 基盤整備促進事業〔農地等高度利用促進〕（佐渡地区） ・ 基盤整備促進事業〔農地等高度利用促進〕（達者地区） ・ 基盤整備促進事業〔農地等高度利用促進〕（橘地区） ・ 基盤整備促進事業〔農地等高度利用促進〕（大浦地区） ・ 基盤整備促進事業〔基盤整備促進事業〕（八幡地区） ・ 基盤整備促進事業〔基盤整備促進事業〕（窪田地区） ・ 基盤整備促進事業〔基盤整備促進事業〕（河内野坂地区） ・ 基盤整備促進事業〔基盤整備促進事業〕（豊田地区） ・ 基盤整備促進事業〔農地等高度利用促進〕（小木地区） ・ 基盤整備促進事業〔基盤整備促進事業〕（南部地区） ・ 基盤整備促進事業〔基盤整備促進事業〕（新保中地区） ・ 地すべり関連事業（山田西地区） ・ 森林管理道大野川線舗装事業 ・ 森林管理道岩首線開設事業 ・ 森林管理道米山線舗装事業 ・ 森林管理道古峰線舗装事業 ・ 森林基幹道小佐渡線改良統合事業 ・ 森林基幹道石名和木線改良統合事業 ・ 森林基幹道国仲北線改良統合事業 ・ 森林管理道立り場線開設事業 ・ 森林管理道後尾線開設事業 ・ 森林管理道鹿野浦線開設事業 ・ 森林管理道梨の木線舗装事業 ・ 森林管理道国分線舗装事業 ・ 森林管理道竹田線改良統合事業 ・ 森林管理道小川内線舗装事業 ・ 森林管理道備付山線開設事業 ・ 森林管理道新保線開設事業 ・ 森林管理道杉野浦線開設事業 ・ 森林病虫害等防除事業 ・ 大川漁港漁港漁場機能高度化事業 ・ 真更川漁港漁港漁場機能高度化事業 ・ 羽吉漁港漁港漁場機能高度化事業 ・ 椎泊漁港漁港漁場機能高度化事業 ・ 白瀬漁港漁業集落環境整備事業 ・ 和木漁港漁港漁村総合整備事業

	・豊岡漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・和木漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・北小浦漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・黒姫漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・小川漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・関漁港漁港漁場機能高度化事業 ・相川地区沿岸漁場整備開発事業 ・石花漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・相川漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・北狄漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・高千漁港広域漁港整備事業 ・沢根漁港漁村活性化対策事業 ・沢根漁港カキ出荷施設整備事業 ・沢根漁港水産基盤整備事業 ・真野漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・大立漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・真野漁港環境整備事業 ・内岬漁港漁村活性化対策事業（深浦地区） ・内岬漁港・江積漁港地域水産物供給基盤整備事業（小木町岬地区） ・小木漁港漁村活性化対策事業（琴浦地区） ・亀脇漁港漁港漁村総合整備事業 ・上浦漁港地域水産物供給基盤整備事業 ・上浦漁港漁村活性化対策事業
観光産業の振興	・観光客受入体制整備事業（金北山・ドンデン山縦走路） ・白雲台整備事業 ・畑野地区観光施設整備事業 ・真野海水浴場施設整備事業 ・佐渡国民族博物館公衆トイレ新設事業 ・内岬漁港漁村活性化対策事業（沢崎地区） ・弘法水源休憩所新設事業 ・元小木公衆トイレ新設事業 ・素浜公衆トイレ新設事業
地域振興拠点の整備	・佐渡インフォメーションセンター整備事業

【県事業】

施策区分	主 な 事 業 の 概 要
農林水産業の振興	・県営総合かんがい排水事業（佐渡地区） ・経営体育成基盤整備事業（秋津沖地区） ・経営体育成基盤整備事業（加茂新田地区） ・経営体育成基盤整備事業（国府川右岸地区） ・経営体育成基盤整備事業（吉井沖地区） ・経営体育成基盤整備事業（金井町東部地区） ・経営体育成基盤整備事業（新穂西部地区） ・経営体育成基盤整備事業（畑野東部地区） ・経営体育成基盤整備事業（上横山地区） ・経営体育成基盤整備事業（長畝青木地区） ・経営体育成基盤整備事業（国府川左岸地区）

	・経営体育成基盤整備事業（国府川左岸2期地区） ・経営体育成基盤整備事業（国府川左岸3期地区） ・県営畑地帯総合整備事業〔担い手支援型〕（南素浜地区） ・県営中山間地域総合整備事業（両津中部地区） ・県営中山間地域総合整備事業（両津南部地区） ・県営中山間地域総合整備事業（両津北部地区） ・県営中山間地域総合整備事業（大佐渡山麓二期地区） ・県営中山間地域総合整備事業（畑野中部地区） ・県営中山間地域総合整備事業（畑野東西部地区） ・県営中山間地域総合整備事業（素浜地区） ・農地環境整備事業（中沖・下沖地区） ・県営中山間地域総合農地防災事業（石花地区） ・県営中山間地域総合農地防災事業（北片辺地区） ・県営中山間地域総合農地防災事業（北立島地区） ・県営中山間地域総合農地防災事業（高下地区） ・広域営農団地農道整備事業（佐渡地区） ・県営一般農道整備事業〔過疎基幹〕（七浦地区） ・県営一般農道整備事業〔過疎基幹〕（七浦二期地区） ・県営一般農道整備事業（竹田地区） ・県営一般農道整備事業〔過疎基幹〕（真野南部地区） ・県営一般農道整備事業〔過疎基幹〕（羽茂西部地区） ・県営一般農道整備事業〔過疎基幹〕（羽茂西部二期地区） ・県営ため池等整備事業〔大規模〕（城腰地区） ・県営ため池等整備事業〔大規模〕（新穂地区） ・県営地すべり対策事業佐渡地区（山田他22） ・県営地すべり対策事業（浜河内地区） ・県営地すべり対策事業（素浜長尾地区） ・県営地すべり対策事業（素浜板尾地区） ・県営地すべり対策事業（素浜板尾2期地区） ・県営地すべり対策事業（素浜板尾3期地区） ・農林漁業用揮発油税財源見替農道整備事業（沢根二期地区） ・ふるさと林道緊急整備事業（森林管理道開設）〔小佐渡3号線〕 ・森林居住環境整備事業（森林基幹道開設）〔大佐渡北線〕 ・森林居住環境整備事業（森林基幹道開設）〔小佐渡2号線〕 ・森林居住環境整備事業（森林基幹道開設）〔地獄谷線〕 ・森林居住環境整備事業（森林基幹道開設）〔内海府線〕 ・両津漁港広域漁港整備事業（特定） ・白瀬漁港地域水産物供給基盤整備事業（特定） ・水津漁港地域水産物供給基盤整備事業（特定） ・鷲崎漁港広域漁港整備事業（特定） ・稲鯨漁港地域水産物供給基盤整備事業（特定） ・姫津漁港地域水産物供給基盤整備事業（特定） ・小木漁港広域漁港整備事業（一般） ・内海府地区漁港漁場機能高度化事業 ・高千地区広域漁場整備事業 ・稲鯨地区地域水産物供給基盤整備事業
観光産業の振興	・国立・国定公園等施設整備事業（ドンデン山） ・国立・国定公園等施設整備事業（尖閣湾） ・国立・国定公園等施設整備事業（長手岬）

3 人が輝く交流促進

文化を大切に一人ひとりを育むまちづくり

- 21世紀を担うにふさわしい、自立心と協調性に満ちた児童生徒の育成と安心して学べる環境の整備を図ります。
- 芸術文化活動を支援し、やすらぎのあるまちづくりを推進します。
- 幼児から高齢者まで、各世代の生涯学習の体制と施設の充実を図り、互いに学び合う、ほのぼのとしたまちづくりを推進します。
- 恵まれた豊かな自然遺産や歴史・文化遺産を守り育て、次の世代に伝えるため、施設整備や施策の展開を図ります。
- ユネスコの世界遺産登録についての運動を強く推進します。
- 自ら学習する人への支援を図るため、情報ネットワークの構築を推進します。
- 佐渡の地域文化・芸術芸能活動の育成と支援を図ります。
- 博物館・資料館の運営強化を図るために、文化振興財団の設立を検討し、運営の円滑化と利用の増大を図ります。

(1) 学校教育の充実

- 義務教育における、四つのキーワード「自分」「他人」「自然」「集団や社会」の関わり合いを学び、社会人として耐えうる人間形成を養います。
- 学校週5日制に家庭や地域が連携し、人と人とのふれあいの中で、基本的な人間関係を学び、思いやりの気持ちや社会のルールを尊重する意識の育成を図ります。
- 多様で質の高い学校運営を目標とし、児童生徒の学力や創造力の向上を図るため、中高一貫校の設置を検討します。
- 地域に根ざした特色ある学校運営を推進するため、学校・家庭・地域の連携を強化します。また、大学や専門学校などとの積極的連携・交流のために受入れ態勢の強化を図ります。
- 幼児教育については、幼児期が人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、幼・保・小の連携を密にし、より一層の幼児教育の充実を図ります。
- 「総合的な学習の時間」や、各教科授業の質的向上を図るとともに、児童生徒の学習を支援する図書館・図書館司書の充実を図ります。
- 郷土の文化・伝統を尊び、佐渡に誇りを持てる児童生徒の育成を図ります。

- 地域の実情に考慮しながらも、自立心のある児童生徒の育成を最優先課題とし、複式学級を解消するような教育環境整備を推進します。
- 時代の変化への対応力を高めるため、「情報」「国際」「環境」「人権」などの感性とその対応能力の育成に向けた教育活動を推進します。
- 教育環境の整備については、児童生徒の減少傾向を踏まえ、効率的な統合・改築・改修及び移転事業を進めます。また、移転事業の実施に当たっては、移転先及び移転方法を十分検討しながら進めます。

(2)生涯学習の推進

- 住民自らが健康で、学び続けるとともに、伝統・熟練の技術や知恵を地域や次世代に伝えるために、指導者の広域的な活動を促進します。
- 住民の学習意欲を向上させ、楽しく安全な学習活動ができるよう、環境整備を充実し、学習ボランティアネットワークなどを基に質の高い学習機会が得られるようなシステムづくりを推進します。
- 地域公民館の整備を推進し、地域固有の文化の継承と地域のコミュニティ意識の強化への取り組みを推進します。
- 地域間の交流と連携を促進し、地域の活性化と住民の学習意欲の向上を図るため、各種大会・発表会が開催できるような施設の整備を検討します。
- 図書館機能の充実と運営の一元化を図ります。

(3)地域文化の継承

- 地域の自立を目指し、コミュニティ意識を強めるための手段として「祭」や「町内行事」が継続されていくような体制づくりを推進します。
- 島外から大学生や留学生などを積極的に受け入れ、伝統芸能・芸術文化の価値を住民が再発見することで保存・伝承につながることから、受け入れるための施設の整備を図ります。
- 豊かな心と広い視野を持った人材の育成を目的に、国内外を問わず派遣・留学・交流を積極的に支援します。

(4)スポーツの振興

- 住民一人ひとりが自らの健康を意識し、進んで参加できる健康づくり、体力づくりを推進します。
- 幼児から高齢者まで幅広く参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- 豊かな自然環境を生かした運動公園や広場・キャンプ場・ハイキングコース・サイクリングロードなど各種運動施設の整備を計画的に推進します。

【具体的施策】

施 策 区 分	主 な 事 業 の 概 要
学校教育の充実	・小中学校新・改築事業（校舎・体育館・グラウンド・プール） ・小中学校大規模改造事業 ・給食センター新・改築事業 ・幼稚園新築事業 ・スクールバス購入
生涯学習の推進	・生涯学習センター建設事業 ・公立図書館（分館）整備事業
地域文化の継承	・文化会館建設事業 ・佐渡埋蔵文化財センター建設事業 ・佐渡金山遺跡整備事業 ・佐渡金山近代化遺産整備事業 ・鶴子銀山整備事業 ・重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業
スポーツの振興	・佐渡総合社会体育施設整備事業 ・総合体育館新設事業 ・武道センター建設事業

住民主役でふれあいとにぎわいのまちづくり

- 住民一人ひとりが、お互いの個性、価値観を尊重しながら助け合い、地域に愛着をもって暮らすことのできるまちづくりを推進します。
- まちづくりの主役である住民の積極的な社会参加を促進し、自己決定・自己責任のまちづくりを推進します。
- 地域の魅力を積極的に情報発信し、豊かな交流社会の実現を図ります。
- 自然や環境を大切にし、伝統と歴史を受け継ぎ、守り育て続けることで、ほのぼのとした安らぎを実感できるまちづくりを推進します。
- 住民参加による開かれたまちづくりを図るため、住民に対する情報公開を積極的に推進します。

(1) 地域主権

- 合併により、行政の区域が広大するため、日常生活が営まれるコミュニティに密着した人的サービスを重視した地域経営を推進します。
- 地域の将来像を地域住民が共有し、将来像の実現に向けて地域が一体となって発展・努力を続けるために、コミュニティ活動への支援を推進します。
- 地域間の連携と協力を促し、全体の発展と地域間の格差の是正を図ります。

(2) 住民と行政の協働・パートナーシップ

- 地域の将来と在り方については、地域住民自らが参画できるような行政システムの実現を図ります。
- 住民に対する情報公開を推進するとともに、ボランティア活動やNPO活動などに対しても積極的な支援と情報の共有を図り、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進します。
- 住民と行政の距離をなくすべく、地域に開かれた行政を目指し、広報・広聴活動の充実を図ります。
- 地域情報化基盤の整備により、住民の積極的な行政参加を推進します。

(3) 交 流

- スポーツ・文化活動などを通じて、住民相互の交流を深め、地域全体の魅力あるまちづくりを推進します。
- 来訪者の期待を裏切らないサービスや本物指向の交流を促進し、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。
- 国際化社会に対応するため、外国人教師（A L T）やスポーツコーチなどを積極的に招請し、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。
- スポーツ・芸術など、各種国際交流事業を積極的に推進します。
- 友好都市、姉妹都市との交流を促進し、佐渡がもつ優れた伝統芸能や文化・物産品などを通じて相互理解を深めます。

(4) 男女共同参画

- 男女共同参画社会に対する住民の理解と意識醸成を図るため、啓発活動の積極的な展開を図ります。
- 男女がお互いの人権を尊重し合う家庭や社会をつくるため、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる諸施策を総合的に推進します。
- 男女共同参画社会を推進するため、具体的な目標を定めることが必要であり、条例化を検討します。

スリムで効率的な行財政のまちづくり

- 中心部に偏らず周辺部に配慮した施策と、地域ごとの機能分担を考慮したまちづくりを推進します。
- 行政をスリム化し、職員の意識改革により、効率化・高度化した組織に再編します。
- 行政サービスの均衡を図るため、行政のネットワークを強化し、窓口業務等の充実を図ります。
- 財政基盤の強化に向け、自主財源の確保に努めるとともに、事務事業や補助金等の見直しを積極的に進め、経費の節減と合理化を図り、効率的な財政運営に努めます。
- 新市の建設に住民参加は不可欠であり、そのために積極的に情報を公開します。

(1) 行政運営の効率化

- 新市では現在の市役所、役場の施設・機能を最大限に生かした行政を推進し、地域の均衡ある発展を図ります。
- 合併の趣旨を踏まえ、合併の効果を最大限に生かすため、効率的な組織・機構に再編します。再編に当たっては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、ゆるやかな移行を図ります。
- 行政サービスの均衡を図るため、情報ネットワークを充実し、窓口業務等のオンライン化を強化し地域格差の解消を図ります。
- 合併によるメリットが発揮できるよう、管理部門の規模を必要最小限に留めるなど組織のスリム化に努め、長期的な人員削減が図られるよう定員の適正管理を実施します。
- I Tを活用した事務改善を推進するとともに、多様化・高度化する行政ニーズの変化に対応するため、職員研修の充実・強化を図り、専門分野の人材育成と職員の能力の向上を図ります。

(2)財政運営の効率化

- 歳入においては、自主財源、依存財源の確保に努めます。
- 歳出においては、事務事業の見直しを積極的に進め、経費の節減と合理化を図ります。
- 投資的経費については、事業の実施前に費用対効果を十分精査し、事業のあり方や優先度、実施時期を考慮し、支出の効果が最大となるよう、効率的な財政運営に努めます。

(3)行政情報化の推進

- 今後、ますます高度化する情報化社会に対応するため、行政手続の電子化による簡素化・迅速化を図るとともに、ＩＴを活用した行政情報をはじめ、各種地域情報の収集と提供を図り、住民の利便性の向上に努めます。

【具体的施策】

施 策 区 分	主 な 事 業 の 概 要
行政運営の効率化	・市庁舎建設及び周辺整備 ・地域振興拠点施設整備
行政情報化の推進	・行政情報システムの構築

第 6 章

公共的施設の適正配置と整備

第6章 公共的施設の適正配置と整備

- 公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう住民の意見に十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次検討・整備を進めていくことを基本とします。
- 合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図ります。

第7章

財政計画

第7章 財政計画

財政計画は、当初新市の10年間の財政運営について、歳入・歳出を科目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢等を勘案しながら推計し、合併後の変動要因を加味して普通会計ベースで作成しました。その後、新市建設計画の期間を5年間延長し、平成26年度から平成30年度までを新たに作成しました。さらに、新市建設計画の期間を5年間再延長するにあたり、平成31年度（2019年度）から2023年度までを新たに作成したものです。

なお、平成16年度から平成29年度までは決算額であり、平成30年度は当初予算額、平成31年度（2019年度）から2023年度までは以下のとおり算定しています。

平成31年度（2019年度）からの主な推計の概要

<歳入>

（1）市税

将来推計人口による納税所得者の減少や固定資産税の評価替えにより、2021年度以降、市税の減少が見込まれますが、自主財源確保の観点から、滞納対策の強化や収納率の向上の取り組みにより、年次的に推移していくよう推計しています。

（2）地方交付税

普通交付税については、今後の政治経済情勢等により大きく変動することが想定され、的確に見積もることは困難ですが、基本的に現行の制度が存続するものとして推計しています。

基準財政需要額については、平成31年度（2019年度）で終了する段階的縮減を勘案するとともに、地方財政計画において、地方の一般財源総額の同水準を確保することとした平成22年度以降の一本算定における基準財政需要額の推移について、市町村合併による行政区域の広域化による算定見直しがなかった場合の影響額を見込んでいます。

また、将来推計人口をもとに2020年度国勢調査の人口減少による影響額を見込んでいます。

（3）国庫支出金・県支出金

現行制度が継続するものとして推計し、過去の推移等を勘案して試算して

います。

(4) 各種交付金

地方消費税交付金は、2019年10月1日から10%へ引き上げられることを前提に試算しています。その他の交付金等は、過去の決算額等の推移をもとに試算しています。

(5) 繰入金

各基金は積み上げにより計上し、財政調整基金については、計画最終年度の基金残高を標準財政規模の10%以上を目安に、計画的に取り崩すよう試算しています。

(6) 市債

合併特例債事業の市債発行額は、予定事業を勘案して試算しています。

普通建設事業費の市債発行額は、近年の動向を勘案して試算しています。

臨時財政対策債は、現行制度が継続するものとして推計し、平成31年度(2019年度)から一本算定となることや過去の推移をもとに試算しています。

(7) その他の歳入科目

過去の決算額等の推移をもとに試算しています。

<歳出>

(1) 人件費

類似団体以下となるよう削減していくことで、予算から見た適正な総額となるよう給与等の抑制を行うこととして試算しています。

(2) 物件費

行政改革と連携した事務事業の見直しにより、物件費を段階的に削減していくよう試算しています。

(3) 維持補修費

公共施設の老朽化に伴う維持補修費が増加するものとして試算しています。

(4) 扶助費

将来推計人口では、高齢者人口をはじめ、年少人口や生産労働人口の減少が推測されますが、社会保障財源の増加動向を勘案し試算しています。

(5) 補助費等

類似団体の予算規模に近づけるよう、補助費等の抑制を図ることとして試算しています。

(6) 公債費

発行済み及び今後、発行が見込まれる市債の元利償還金を計上し試算しています。

(7) 積立金

各基金は積み上げにより計上し、財政調整基金は基金利子と繰越金の2分の1の額を計上することとして試算しています。

(8) 繰出金

各特別会計において試算した繰出金の積み上げにより試算しています。

(9) 普通建設事業費

建設計画に登載されている合併特例債事業を計画的に実施し、その他の事業費については、類似団体の予算規模を確保するよう試算しています。

(10) その他の歳出科目

過去の決算額等の推移を基本としつつ、投資、貸付金については積み上げにより試算しています。

1 前期財政計画（平成16年度～平成20年度）

(1) 歳入

（単位：百万円）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市税	5,769	5,669	5,589	5,963	5,825
地方交付税	21,477	21,533	21,374	20,446	22,372
国庫支出金	3,746	3,189	2,403	2,262	3,060
県支出金	4,088	3,464	3,457	3,510	3,480
市債	8,461	7,310	5,153	5,269	4,090
地方譲与税	784	909	1,124	646	632
各種交付金	1,289	1,222	1,186	1,049	964
分担金及び負担金	437	416	390	419	394
使用料及び手数料	1,097	1,124	831	891	932
財産収入	101	164	204	259	238
寄附金	2	2	25	115	33
繰入金	2,418	2,263	1,353	2,629	568
繰越金	956	1,331	1,179	1,140	1,113
諸収入	1,696	1,477	1,608	1,306	1,304
合 計	52,321	50,073	45,876	45,904	45,005

(2) 歳出

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人件費	10,196	10,288	9,868	9,398	8,715
物件費	6,857	7,286	6,146	6,089	5,903
維持補修費	365	367	293	293	332
扶助費	2,326	2,348	2,373	2,527	2,578
補助費等	3,333	3,402	3,307	3,343	3,245
公債費	8,384	7,490	7,799	7,829	8,480
積立金	2,621	2,706	667	1,295	825
投資及び出資金	257	251	280	348	334
貸付金	1,074	1,079	897	832	804
繰出金	4,416	4,538	4,517	4,491	4,736
普通建設事業費	10,885	8,588	8,142	8,183	6,559
災害復旧事業費	276	551	447	163	1,037
予備費	0	0	0	0	0
合 計	50,990	48,894	44,736	44,791	43,548

2 後期財政計画（平成21年度～平成25年度）

(1) 歳入

（単位：百万円）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市税	5,646	5,498	5,511	5,474	5,438
地方交付税	22,583	24,039	23,831	23,499	24,372
国庫支出金	7,036	6,122	4,761	4,108	11,535
県支出金	2,751	3,039	3,582	3,361	3,168
市債	5,563	6,063	8,512	7,479	11,874
地方譲与税	593	575	561	524	497
各種交付金	931	966	906	803	822
分担金及び負担金	400	386	392	386	368
使用料及び手数料	818	760	732	767	723
財産収入	220	214	188	209	221
寄附金	25	29	41	33	45
繰入金	1,831	1,778	237	742	914
繰越金	1,457	1,570	2,710	2,242	2,555
諸収入	1,621	1,444	1,307	1,704	1,259
合 計	51,475	52,483	53,271	51,331	63,791

(2) 歳出

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	8,297	7,969	7,852	7,757	7,342
物件費	6,091	5,456	5,765	5,763	5,742
維持補修費	422	509	734	673	615
扶助費	2,609	3,616	3,922	3,976	4,122
補助費等	5,346	3,147	3,940	3,996	4,140
公債費	8,059	7,616	7,469	7,260	7,623
積立金	1,471	5,406	2,452	1,783	3,138
投資及び出資金	331	319	234	366	509
貸付金	1,027	985	917	887	831
繰出金	6,443	4,845	4,854	4,897	5,285
普通建設事業費	8,493	8,749	12,062	10,671	21,812
災害復旧事業費	1,316	1,156	827	747	628
予備費	0	0	0	0	0
合 計	49,905	49,773	51,028	48,776	61,787

3 計画期間延長後の財政計画（平成26年度～平成30年度）

(1) 歳入

（単位：百万円）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市 税	5,411	5,241	5,208	5,213	4,929
地 方 交 付 税	23,297	23,071	22,286	21,555	20,000
国 庫 支 出 金	4,189	3,376	3,343	3,127	3,505
県 支 出 金	2,979	3,536	3,372	4,351	4,074
市 債	7,551	6,642	5,217	6,172	5,546
地 方 譲 与 税	474	497	492	490	471
各 種 交 付 金	881	1,328	1,152	1,224	1,132
分担金及び負担金	359	317	215	211	219
使用料及び手数料	702	713	689	655	672
財 産 収 入	970	184	279	172	128
寄 附 金	90	160	166	138	210
繰 入 金	3,460	1,156	1,203	4,133	3,046
繰 越 金	2,004	1,835	1,454	1,505	300
諸 収 入	1,256	1,091	1,062	1,089	918
合 計	53,623	49,147	46,138	50,035	45,150

(2) 歳出

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人 件 費	7,269	7,179	7,207	7,135	7,011
物 件 費	5,923	6,145	5,950	6,036	6,631
維 持 補 修 費	645	640	774	1,081	538
扶 助 費	4,455	4,474	4,827	4,780	4,136
補 助 費 等	4,010	4,046	3,898	5,228	6,076
公 債 費	7,999	7,783	7,634	7,520	7,137
積 立 金	2,484	2,658	1,163	1,044	671
投資及び出資金	365	229	445	342	314
貸 付 金	809	736	705	692	778
繰 出 金	5,250	5,291	4,745	4,817	4,005
普通建設事業費	11,919	8,095	7,202	8,422	7,804
災害復旧事業費	660	418	83	469	9
予 備 費	0	0	0	0	40
合 計	51,788	47,694	44,633	47,566	45,150

4 計画期間再延長後の財政計画（平成31年度（2019年度）～2023年度）

(1) 歳入

（単位：百万円）

区 分	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市 税	5,080	5,082	5,026	5,009	4,973
地 方 交 付 税	20,038	20,006	19,289	18,995	18,639
国 庫 支 出 金	3,487	3,470	3,453	3,436	3,419
県 支 出 金	4,054	4,034	4,014	3,994	3,974
市 債	4,225	5,264	4,103	3,478	3,539
地 方 譲 与 税	467	463	460	456	452
各 種 交 付 金	1,118	1,230	1,351	1,319	1,318
分担金及び負担金	110	110	110	110	110
使用料及び手数料	752	729	707	686	665
財 産 収 入	124	120	116	113	110
寄 附 金	150	150	150	150	150
繰 入 金	2,598	2,654	2,946	2,783	2,380
繰 越 金	780	781	760	748	735
諸 収 入	917	907	915	923	936
合 計	43,900	45,000	43,400	42,200	41,400

(2) 歳出

区 分	平成31年度 2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
人 件 費	6,903	6,781	6,659	6,537	6,415
物 件 費	6,449	6,287	6,134	5,995	5,866
維 持 補 修 費	568	598	628	658	688
扶 助 費	4,176	4,219	4,261	4,304	4,347
補 助 費 等	5,921	5,784	5,655	5,540	5,433
公 債 費	6,872	7,158	7,124	6,938	6,411
積 立 金	934	937	932	931	935
投資及び出資金	451	416	442	446	444
貸 付 金	883	946	990	997	1,006
繰 出 金	4,273	4,474	4,505	4,484	4,465
普通建設事業費	5,980	6,910	5,580	4,880	4,900
災害復旧事業費	450	450	450	450	450
予 備 費	40	40	40	40	40
合 計	43,900	45,000	43,400	42,200	41,400